

石巻市都市計画マスタープラン

中間案

令和3年7月

石巻市建設部都市計画課

目 次

序 章 都市計画マスタープランについて	1
1. 背景と目的・役割.....	1
2. 位置づけと計画期間.....	2
3. 策定経過.....	3
第1章 社会経済の動向と都市計画の方向性	4
1. 社会経済の動向.....	4
2. 都市計画の方向性.....	9
第2章 石巻市の概況	10
1. 位置等.....	10
2. 自然条件.....	10
3. 社会条件.....	10
第3章 前提条件の整理	37
1. 上位関連計画.....	37
2. 市民意向（アンケート調査結果）.....	43
第4章 都市づくりにおける課題	58
1. コンパクトな都市構造への転換.....	58
2. 地域産業の振興を支える都市機能の拡充.....	58
3. 地域資源を生かした観光・交流の振興につながる都市づくり.....	58
4. 自然環境と共生した持続可能な都市づくり.....	59
5. 人と人の結びつき、多様な「絆」によるまちづくり.....	59
第5章 基本構想	60
1. まちづくりの目標.....	60
2. 人口フレーム.....	61
3. 将来都市整備の基本的な考え方.....	63
4. 将来都市構造.....	64

第6章 全体基本方針	72
1. 土地利用の方針	73
2. 道路・交通の方針.....	78
3. 公園・緑地の方針.....	80
4. 供給処理施設の方針.....	80
5. 都市防災の方針	80
6. 環境保全の方針	81
7. 都市景観の方針	81
8. ユニバーサルデザイン・バリアフリー	81
第7章 エリア別詳細方針	82
1. エリア区分	82
2. 西部都市エリア	83
3. 東部都市エリア	89
4. 北部都市エリア	94
5. 里山エリア	97
6. 里海エリア	100
第8章 実現化方策	103
1. 計画実現に向けた推進体制.....	103
2. 計画実現に向けた都市計画手法	103
3. 計画実現に向けた都市計画決定手続等.....	105

序章

都市計画マスタープランについて

序章 都市計画マスタープランについて

1. 背景と目的・役割

(1) 背景

本市が平成 21 年 3 月に策定した「石巻市都市計画マスタープラン」以降、東日本大震災をはじめ、猛暑や豪雨、台風等の自然災害が頻発しています。

一方、情報通信技術（ICT）や省エネルギー化等の進展、近年では超スマート社会（Society5.0）につながる人工知能（AI）等の新技術の進歩は目覚ましく、平成 25 年以降の「働き方改革」や令和 2 年のコロナ禍とも相まって、時間的・場所的制約に縛られない多様なライフスタイル、ワークスタイルへの転換が模索され、新たな時代の価値観に応じた生活空間（住・公共・移動等）のあり方が問われています。

また、国際社会の要請として、地方自治体においてもSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みが求められ、これらに対応できる都市施策が求められてきています。

(2) 目的と役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すもので、都市及び地域の「望ましい将来像」を明らかにし、計画的に実現を図っていくためのまちづくりのマニュアルとなります。

都市計画マスタープランは住民意向や地域特性を踏まえ、創意工夫に富んだ「本市の望ましい将来像」を住民と行政が共有することによって、都市計画への住民の理解を深めるとともに、その共通の目標に向かって公民が協働でまちづくりに取り組むことを推進します。

また、個別計画との整合性を図り、都市計画を決定していく際の拠りどころとなります。

2. 位置づけと計画期間

(1) 位置づけ

石巻市都市計画マスタープランは、「第2次石巻市総合計画」及び「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定される本市の都市計画の指針となるものです。

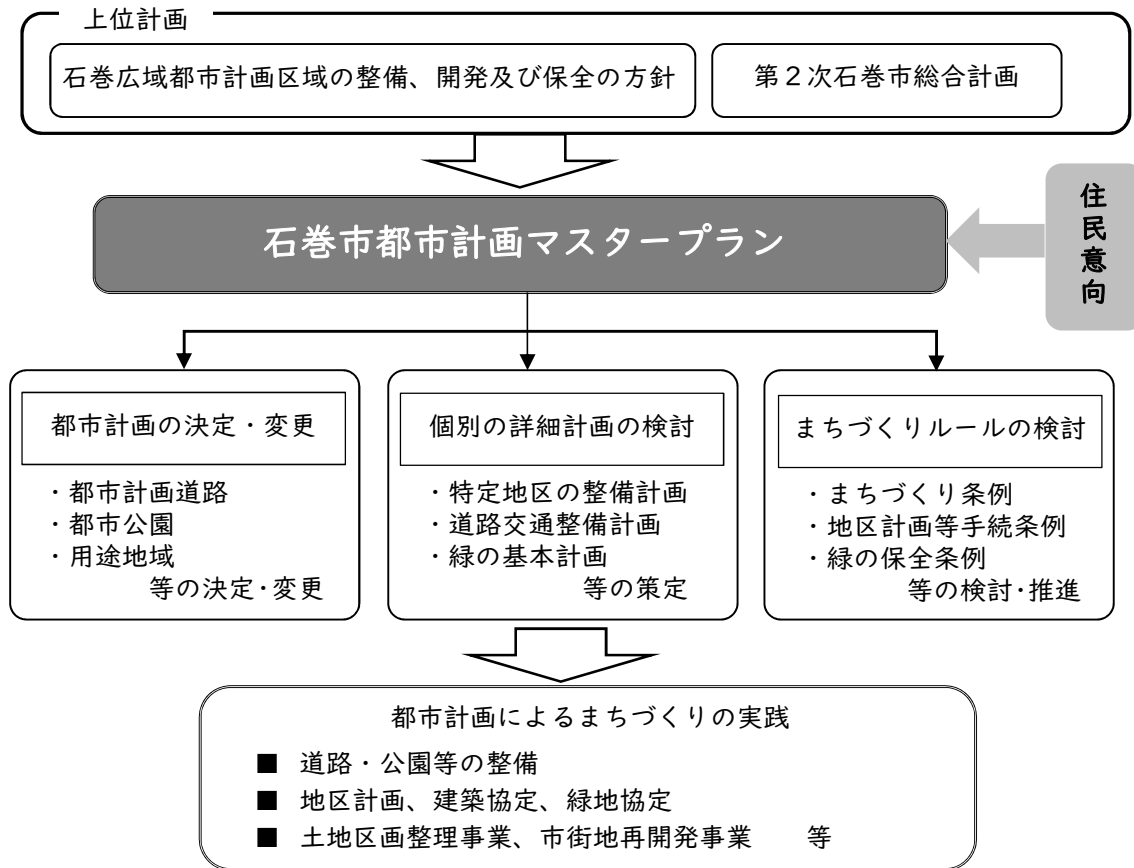


図 序-1 計画の位置づけ

(2) 計画期間

石巻市都市計画マスタープランは、基準年次を令和3年度とし、目標年次を令和22年度とします。なお、上位関連計画、都市計画制度の新設や変更などにより、必要に応じて見直しを行います。

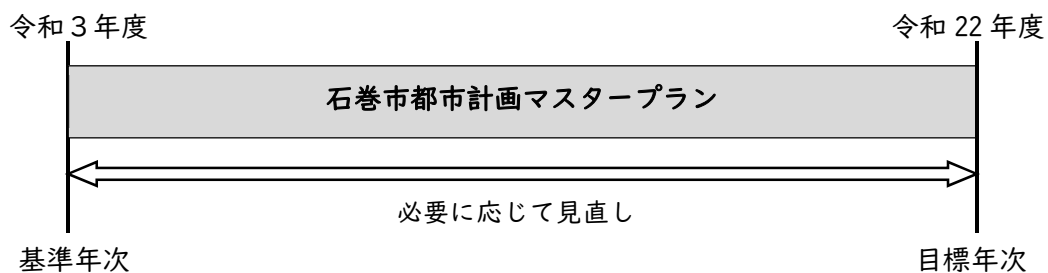


図 序-2 計画期間

3. 策定経過

石巻市都市計画マスタープランは、以下の経過により策定しました。

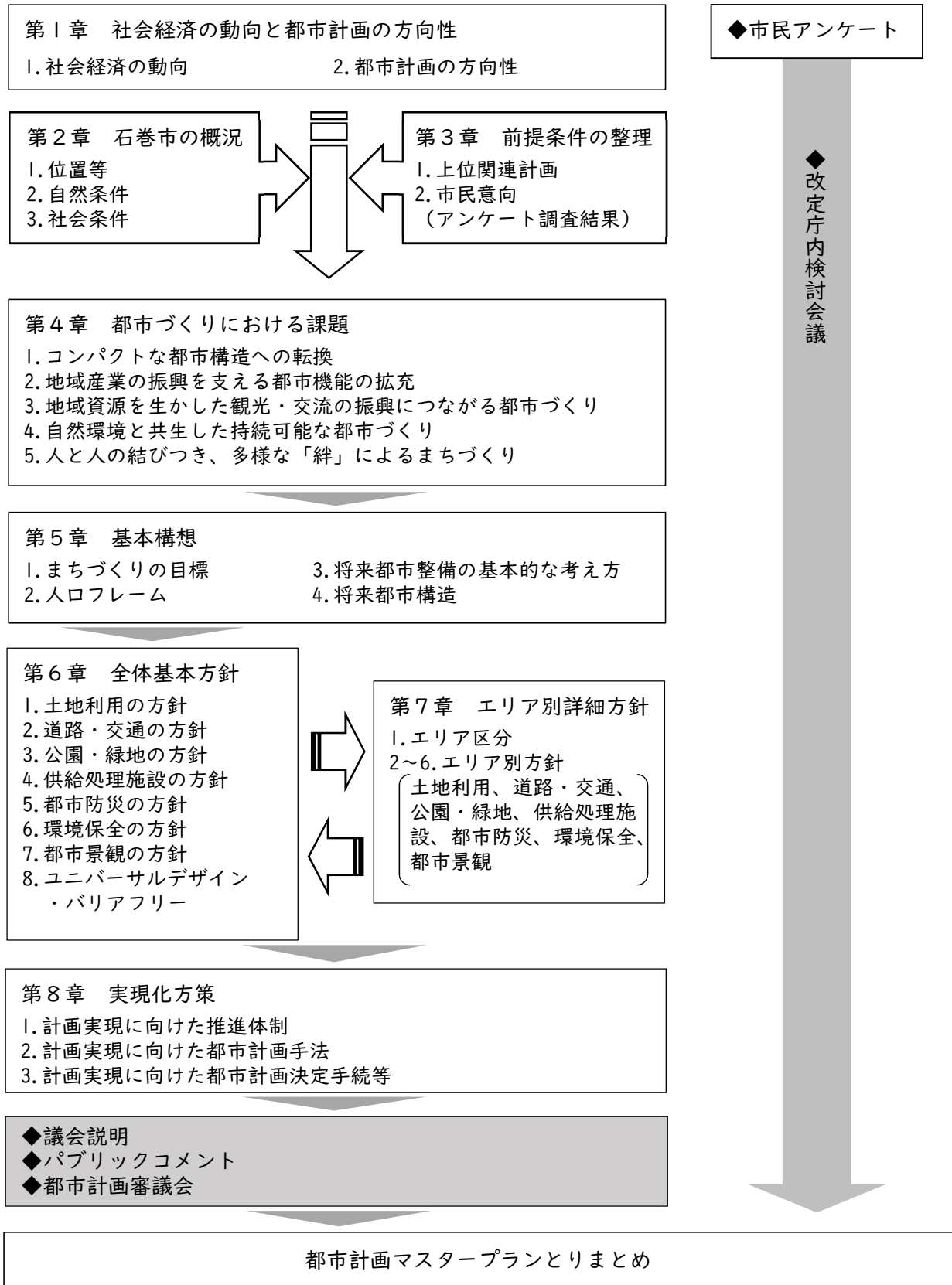


図 序-3 計画策定経過

第1章

社会経済の動向と都市計画の方向性

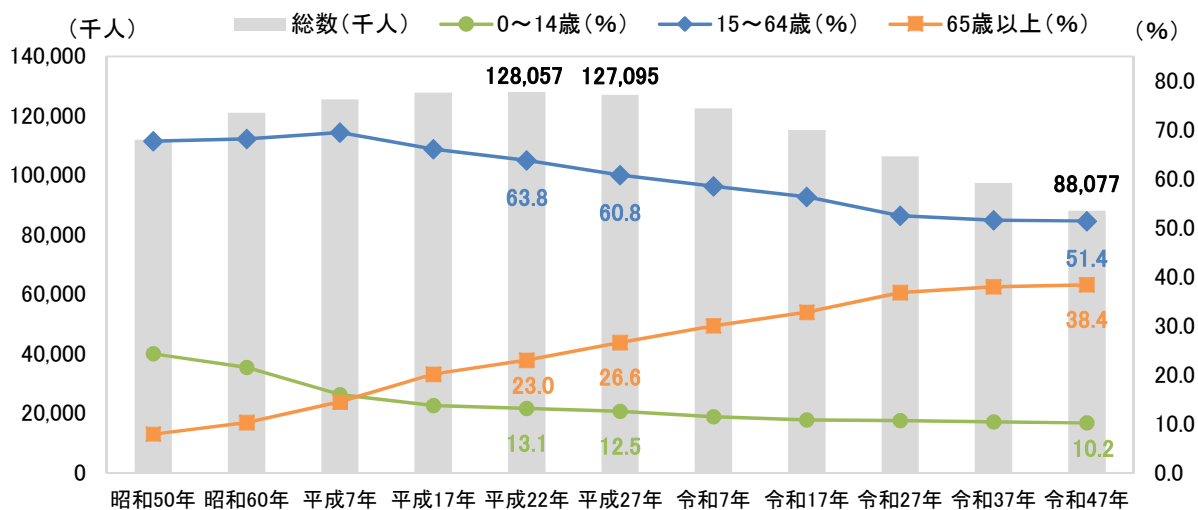
第1章 社会経済の動向と都市計画の方向性

1. 社会経済の動向

(1) 人口減少・高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成27年までの実績値に基づき令和47年までを推計）によると、我が国の人口は、国勢調査ベースで平成22年に約1.28億人でピークに達した後、減少に転じたものの、合計特殊出生率は近年の30～40歳代の出生率の上昇等により、令和47年には8,808万人になるものと予測されています。

また、65歳以上の高齢者は、平成27年に全体の26.6%に達し、令和47年には全体の38.4%（3,381万人）、総人口の3人に1人以上が高齢者という、超高齢社会の進展が予測されています。



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

図1-1 我が国の総人口・推計

(2) 産業構造の変化

国内の産業構造は、製造業で就業者数が減少する一方、第三次産業では就業者数が増加し、いわゆる「就業構造のサービス化」が進んでいます。

高齢化を反映して医療・保健、介護等を含む保健衛生・社会事業の伸び率が高いほか、不動産業、情報通信業、専門・科学技術、業務支援サービス業等で就業者が増加しています。特に、専門的・技術的従業者が増加する一方、建設業や公務、金融・保険業では就業者数が減少、産業間で求められる人材や必要とされる能力も異なるため、就業構造のサービス化が進めば、ロボット等の導入や人工知能による業務の効率化の進展とともに、就業者の仕事の性質も従来と大きく変化することが見込まれます。

また、社会構造の変化や第四次産業革命、ウィズコロナの時代を迎え、一つの企業に就業せず、プロジェクト単位で仕事を行う「フリーランス」のように、雇用関係によらない柔軟な働き方が増える可能性も指摘されるなど、産業構造の変化が都市活動のあり方に大きく影響することが予想されます。

(3) 環境問題の顕在化

現在、我が国では、第一次産業の衰退に伴い、農地や森林、原野等の都市的土地利用への転換が進み、市街地近郊の自然環境が少しずつ減少しています。

このような状況は、水源かん養機能の低下による水害等の発生を招くだけでなく、身近な生態系破壊や水質汚濁、悪臭の発生などの環境問題へ発展することが懸念されます。

また、主に地方における自動車利用の増加は、産業部門や家庭部門からの温室効果ガス排出量の増加を引き起こし、地球全体の温度が上昇する地球温暖化に繋がるものとされています。地球温暖化は、海面の上昇や自然災害の規模拡大、生態系などへ影響を及ぼすことから、エネルギー自立的な地域構造への転換などが求められており、都市計画においても環境問題への配慮が問われています。

(4) SDGsの取り組み

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、令和12年(2030年)までの持続可能な開発目標(SDGs)として、17のゴールと169のターゲットが示され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものとして、日本も積極的な取り組みが進められています。



図1-2 SDGsに示された17のゴール

第2次石巻市総合計画では、SDGs達成に向けた観点のうち、都市計画に係る「基本目標2 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち」において、「6.安全な水とトイレを世界中に」「7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」「11.住み続けられるまちづくりを」「12.つくる責任つかう責任」「13.気候変動に具体的な対策を」「14.海の豊かさを守ろう」「15.陸の豊かさも守ろう」「17.パートナーシッ

「SDGsの目標の達成（ゴール）に向けた取り組みが示されています。

また、本市は令和2年度に内閣府の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、「最大の被災地から未来都市石巻を目指して～グリーンスローモビリティと「おたがいさま」で支え合う持続可能なまちづくり～」と題し、(1)地域産業の競争力強化、(2)企業の立地等による雇用の創出、(3)ともに協力し支え合う地域づくりの推進、(4)災害に強いまちづくりの推進、(5)低炭素社会・循環型社会の実現、(6)環境市民の育成に取り組んでいます。

(1)地域産業の競争力強化	(2)企業の立地等による雇用の創出	(3)ともに協力し支え合う地域づくりの推進	(4)災害に強いまちづくりの推進	(5)低炭素社会・循環型社会の実現	(6)環境市民の育成
 (北限のオリーブ)	 (産業用地)	 (カーシェアリング)	 (総合防災訓練)	 (太陽光発電)	 (水生生物調査)
例) 地域の宝研究開発事業、担い手育成総合支援事業など	例) 企業誘致促進事業、産業振興対策事業、雇用創出事業など	例) 地域力強化推進事業、コミュニティカーシェアリング推進事業など	例) 防災・減災啓発活動、避難行動要支援者支援事業など	例) 太陽光発電等普及促進事業、雨水利用タンク普及促進事業など	例) 自然環境体験普及啓発事業、環境市民育成事業など
  	  	  			

図 1-3 本市における自治体SDGsの推進に資する取り組み

本市では「自治体SDGsモデル事業」において、「コミュニティを核とした持続可能な地域社会の構築」に向け、「経済」「社会」「環境」の観点から、地域住民の新たな移動手段の確保とコミュニケーションロボットとの連携を図る「グリーンスローモビリティを活用した協働による新たな移動手段の構築事業」を行っています。これは、地域交通情報アプリケーション（ローカル版Ma a S）を活用した公共交通と地域カーシェアリングのマッチング、乗継支援等により、高齢者の孤立防止・健康増進及び外出機会の創出を図る取り組みです。

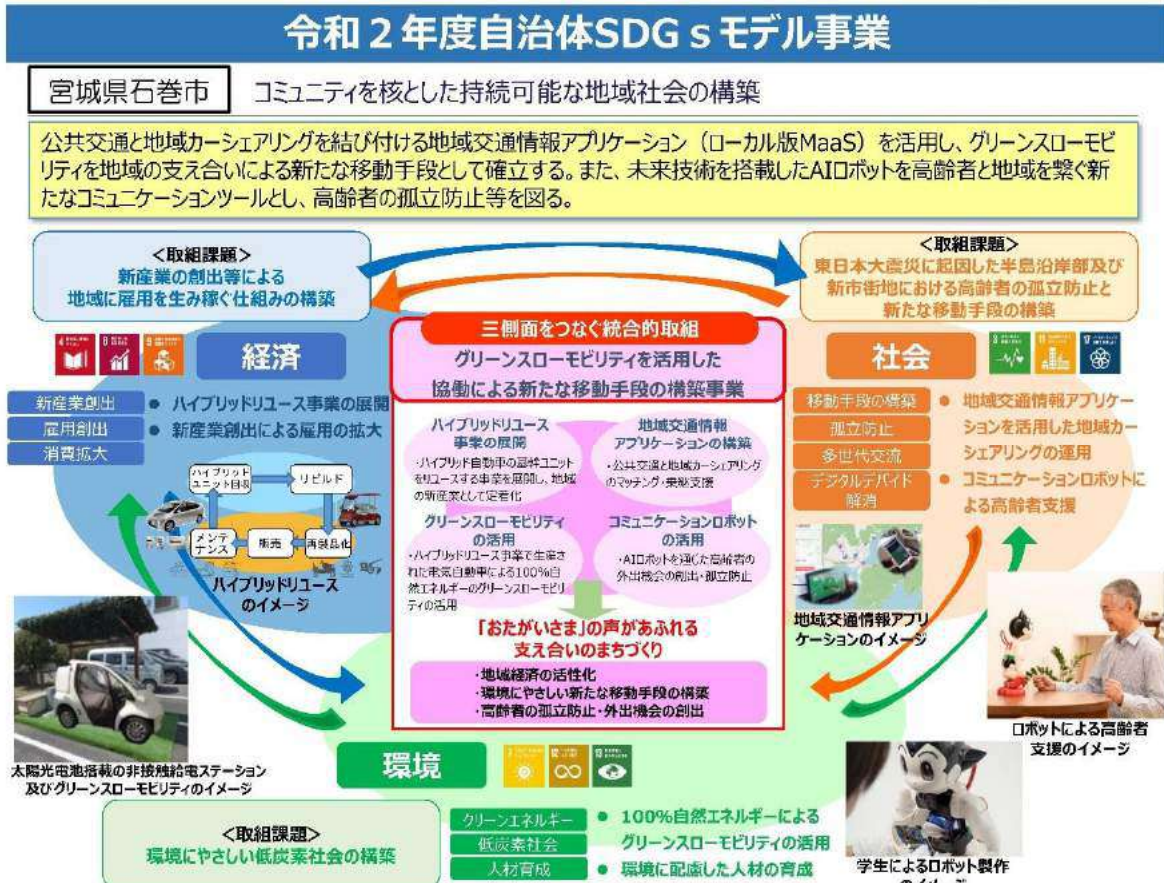


図1-4 本市における自治体SDGsモデル事業の概要

SDGs未来都市：SDGsの理念に沿った基本的・総合的取り組みの推進を目指す都市・地域の中から、経済・社会・環境の三側面で新しい価値創出を通じ、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域が選定される。

自治体SDGsモデル事業：SDGs未来都市の中で実施予定の先導的な取り組みとして注力的に実施する事業で、多様なステークホルダーと連携し、地域の自律的好循環が見込める事業を指す。

(5)自然災害の多発と甚大化

近年、異常気象ともいえる集中豪雨や局地的大雨、竜巻の発生のほか、東日本大震災を含め、国内外を問わず大規模な地震が発生し、多くの犠牲と被害が出ています。経済損失も甚大で、災害後の応急対応や復旧・復興には多額の費用を要します。自然災害は人命を奪い、人々がそれまで築き上げてきた街や資産も一瞬にして奪い去ります。自然の脅威と向きあったまちづくりのあり方が模索されています。

こうした中、我が国においては、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ための強靱な国づくりに向けた取り組みが進められています。

(6) 地方分権の進展

近年、地方分権が進展し土地利用の分野では、開発許可の権限が相当数の基礎自治体に委譲されています。

そのような中、市街化調整区域の開発許可制度（立地基準）は、平成12年の法改正により条例の定めによって、区域や用途を定めることで開発が可能となるなど規制緩和が行われています。その運用にあたっては、都市計画に関する基本的な方針に沿った取り組みが求められています。

また、補助金改革、地方交付税の見直し、税源移譲の三位一体の改革が推進され、地方財政の見通しが厳しさを増す中、社会情勢の変化や新たな行政ニーズに的確に対応し、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる市政運営への取り組みが重要性を増しています。

さらに、これからの日本の社会システムは、国・中央が定義付けをして全部のものを作り上げる時代から、ビッグデータ等を活用しつつ、地域ごとに多様化したシステムを構築し、そこからダイレクトにいろいろなことが地域に展開できる応答性の高いシステムに変わっていくことが見込まれています。その際に必要なツールは、情報化社会の進展であり、地方分権の中で自分たちの意思決定のあり方をどうするのか問われることとなります。

2. 都市計画の方向性

(1) 都市型社会の到来

近年の都市計画は、少子高齢化による都市への人口集中の是正、質の高い生活環境を望む意識や身近なまちづくりへの住民参画の動きのほか、環境保全意識の高まり等により、スポンジ化する既成市街地の再編を含む都市づくり（都市型社会）が模索されています。

地方都市においては、地域活力の維持・増進とともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要であるとして「コンパクト+ネットワーク」の考えが示されています。特に、「高齢者も含め都市圏内で生活する多くの人にとって暮らしやすい」という観点から、都市機能へのアクセシビリティ（アクセスのしやすさ）の確保や既存ストックの有効活用等による都市経営コストの縮減、多様な都市機能の集積によるにぎわいの創出、自然環境負荷の低減等を考慮する必要があるとされています。さらには、持続可能な開発目標（SDGs）推進に向け、地域資源を活かし、市民・企業・団体等の多様なステークホルダーが協働する都市づくりが求められています。

(2) 質の高い都市環境の確保

東日本大震災以降、人々の価値観やライフスタイルは、ますます多様化・高度化し、物質的な豊かさだけでなく、生活の質的向上や精神的・文化的な豊かさが重視されるとともに、都市環境に対する意識や関心が高まっています。

特に、市街地や郊外に残された緑地等の貴重な自然や田園環境、個性的で美しい街並み等は地域の貴重な資源であり、うるおいとやすらぎのある、質の高い都市環境を維持・増進することが、地域への愛着や誇りの醸成につながるものと考えられています。

持続可能な社会形成に向けて環境負荷を下げ、人間の福祉を増進する強靱なインフラ整備を進めることが求められる時代を迎えているといえます。

(3) 住民が主体となったまちづくり

住民自らが、まちの将来について考え、行動するとともに、行政も住民の視点に立ち、協働によるまちづくりに取り組むことが求められています。

特に、都市計画制度については、国民の財産権に直接影響を与えるものであり、その決定過程においては、住民の意思の反映や説明責任など、計画策定過程での一層の透明性が必要とされます。

地方分権と住民参加の流れにおいて、都市計画はますます住民に身近な存在となりつつあります。

石巻市震災復興基本計画においても基本理念として掲げていた、人と人との結びつき・「絆」を大切にするとともに、市、地域、企業、大学、NPO等が総力を結集し、新たなまちづくりに向かって「共鳴」しながら、豊かで支えあう地域社会の構築を図っていく必要があります。

第2章

石巻市の概況

第2章 石巻市の概況

1. 位置等

本市は、宮城県の北東部に位置する東西約 38km、南北約 43km、面積約 554.55 km²の市であり、県土の約 7.6%（令和 2 年 3 月 31 日現在）を占めています。

東日本大震災では、中心市街地の全域を含む市域の約 13%にあたる概ね 73 km²が浸水し、多くの犠牲と甚大な被害が出ました。石巻市の浸水面積は宮城県全体の約 20%を占めました。

2. 自然条件

市内には北上川と旧北上川が緩やかに流れ、市街地は旧北上川の最下流域に形成されています。市の中央部と西部は肥沃な土壌からなる平野であり、田園地帯が広がっています。

市の東部は山地と丘陵であり、南東に半島が伸び、リアス海岸が形成されています。地形の多様性や温暖な気候を反映して暖地性植物群落など、貴重な植物群落のほか、イヌワシやウミネコの繁殖地もみられます。

また、三陸復興国立公園や県立自然公園等の風光明媚な自然景観を多く有しています。

気候は海洋性であり、宮城県内の内陸地方と比較すると寒暖の差や積雪量が少なく温暖な気象条件に恵まれています。

3. 社会条件

(1) 人口

1) 人口世帯数

本市の人口は 147,214 人（平成 27 年国勢調査）であり、昭和 55 年からの推移をみると、昭和 60 年の 186,587 人をピークに、それ以降減少傾向にあります。平成 27 年の人口は、ピーク時の約 20%減少、平成 17 年以降 10 年間で約 12%減少しています。

一方、世帯数は、平成 27 年現在で 56,819 世帯となっています。平成 12 年まで増加傾向でしたがその後は増減を繰り返し、ピーク時の平成 22 年に比べ約 1,000 世帯減少しています。



図 2-1 人口・世帯数の推移

2) 年齢別人口構成比

本市の人口に占める年少人口割合は年々減少傾向にあり、平成27年の国勢調査では11.6%となっています。その一方で、老年人口割合は年々増加し、平成27年時点で30.3%と概ね3人に1人が高齢者という状況であり、少子化とともに超高齢社会化が進んでいます。

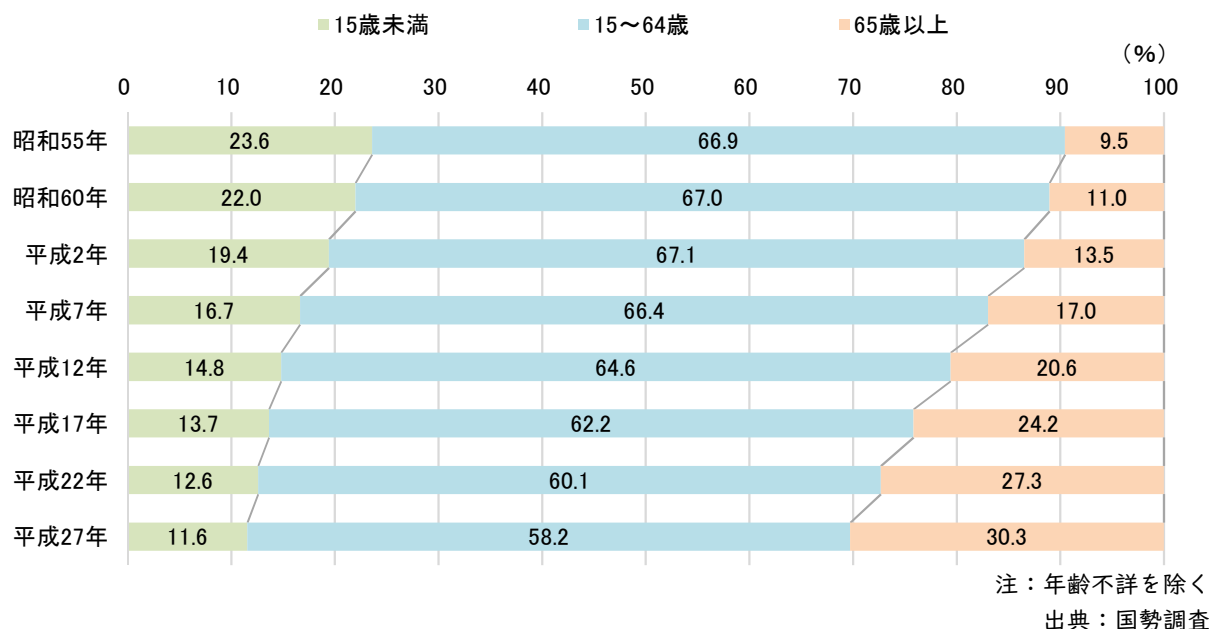


図 2-2 年齢別人口構成比の推移

3) DID (人口集中地区) 人口

DIDは本市中心部の石巻地区のみにあり、面積は平成27年で20.9km²となっています。面積のピークである平成12年から平成22年までは25.9km²で増減がありませんでしたが、東日本大震災の影響もあり、平成27年には5km²減少し、ピーク時の約80%となりました。

一方、DID人口は平成7年の103,518人をピークに減少しており、平成27年には79,059人とピーク時の約76%まで減少しています。DID内の人口密度は、昭和55年の4,925.6人/km²から減少が続き、平成27年には3,782.7人/km²まで減少しています。

以上より、本市中心部における人口集中の状況低下は明らかです。

表 2-1 DID人口・面積・人口密度の推移

区 分	DID			
	人 口(人)	増減率(%)	面 積(km ²)	人口密度(人/km ²)
昭和55年	93,094	—	18.9	4,925.6
昭和60年	94,962	2.0	19.9	4,772.0
平成2年	96,511	1.6	21.1	4,574.0
平成7年	103,518	7.3	23.4	4,423.8
平成12年	101,723	△1.7	25.9	3,927.5
平成17年	97,637	△4.0	25.9	3,769.8
平成22年	94,342	△3.4	25.9	3,642.5
平成27年	79,059	△16.2	20.9	3,782.7

出典：国勢調査

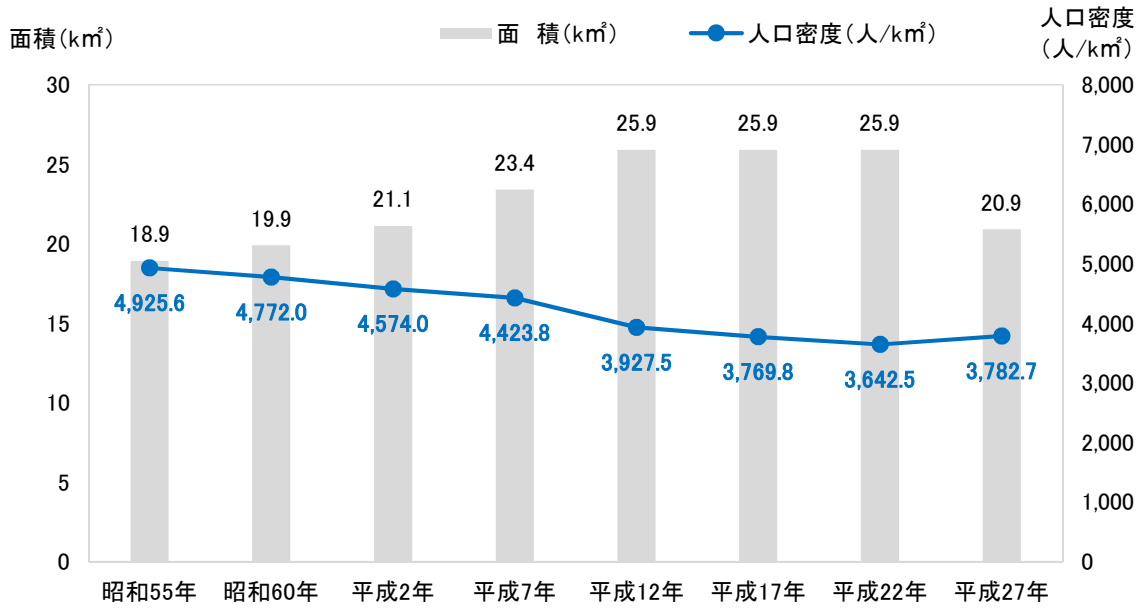


図 2-3 D I D面積と人口密度の推移

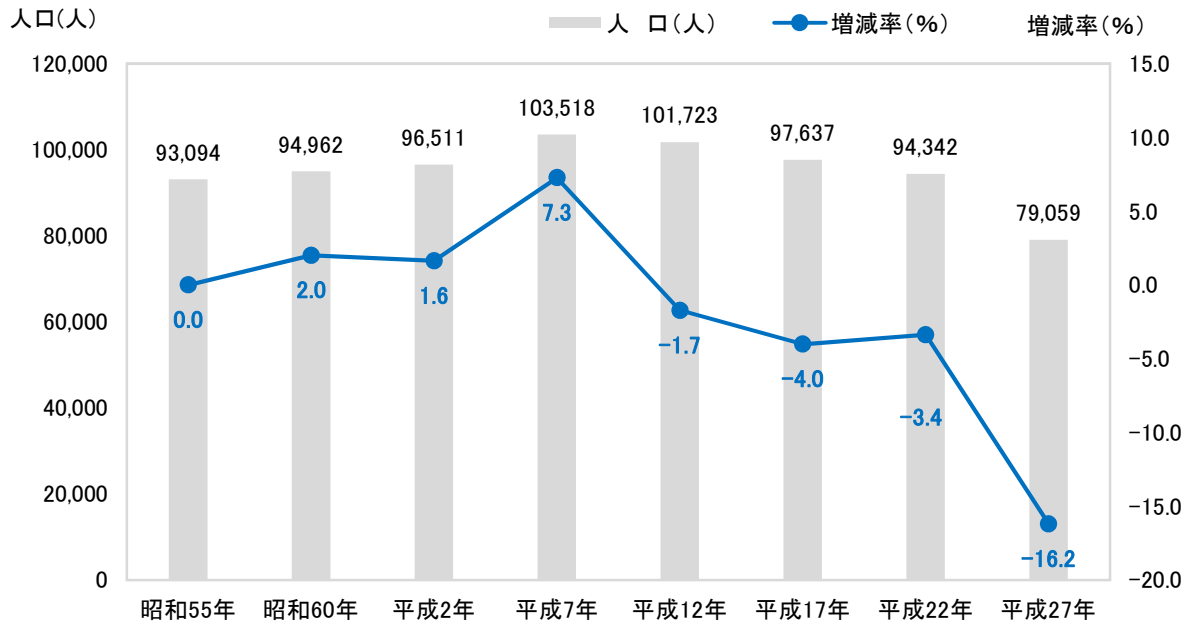


図 2-4 D I D人口の推移

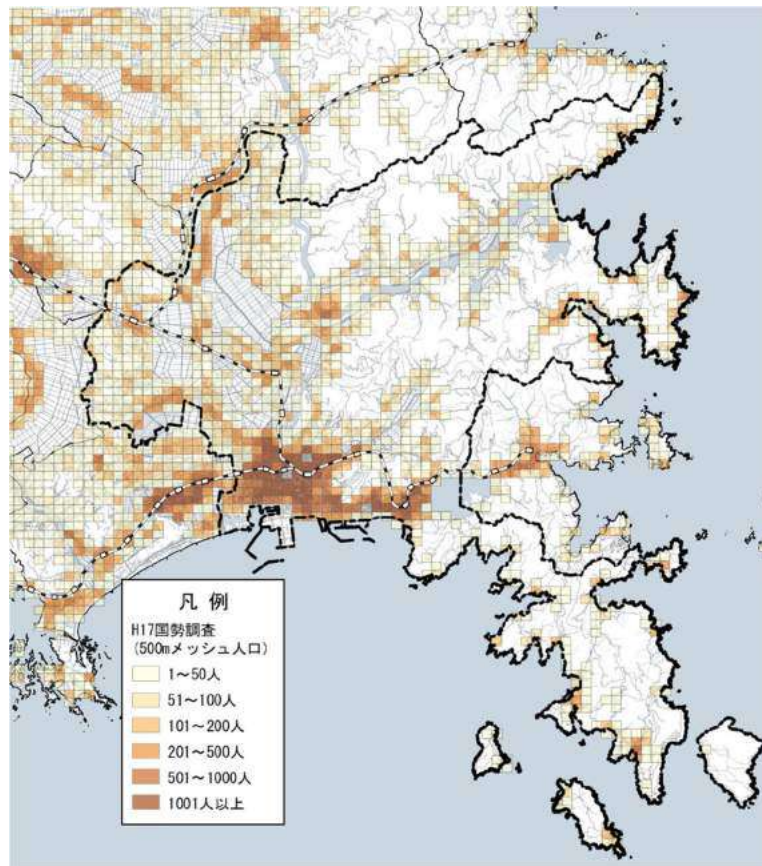


図 2-5 人口密度の分布図（平成 17 年）

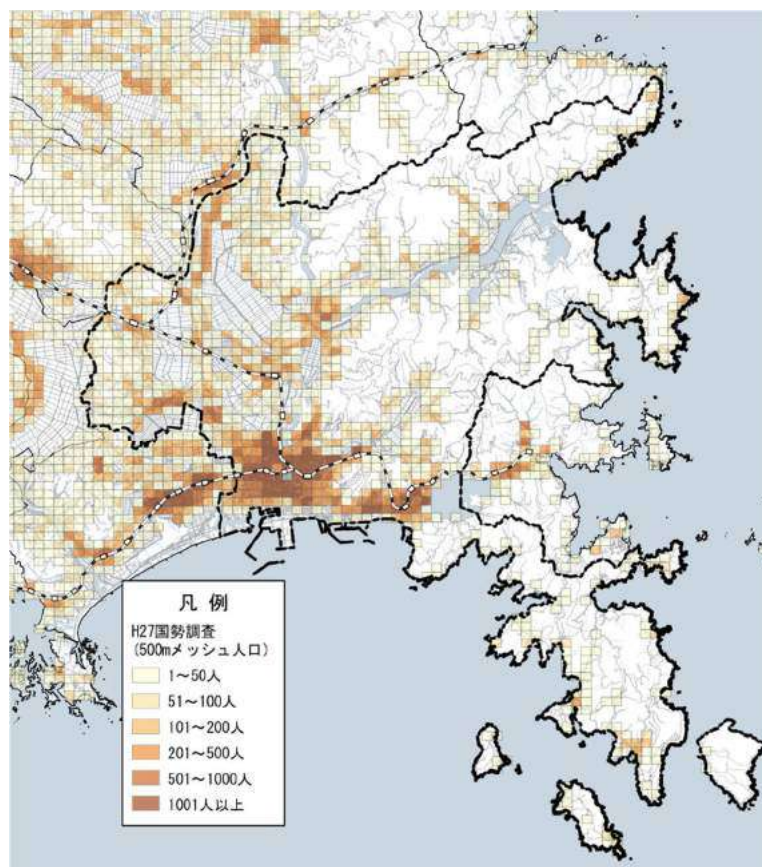


図 2-6 人口密度の分布図（平成 27 年）

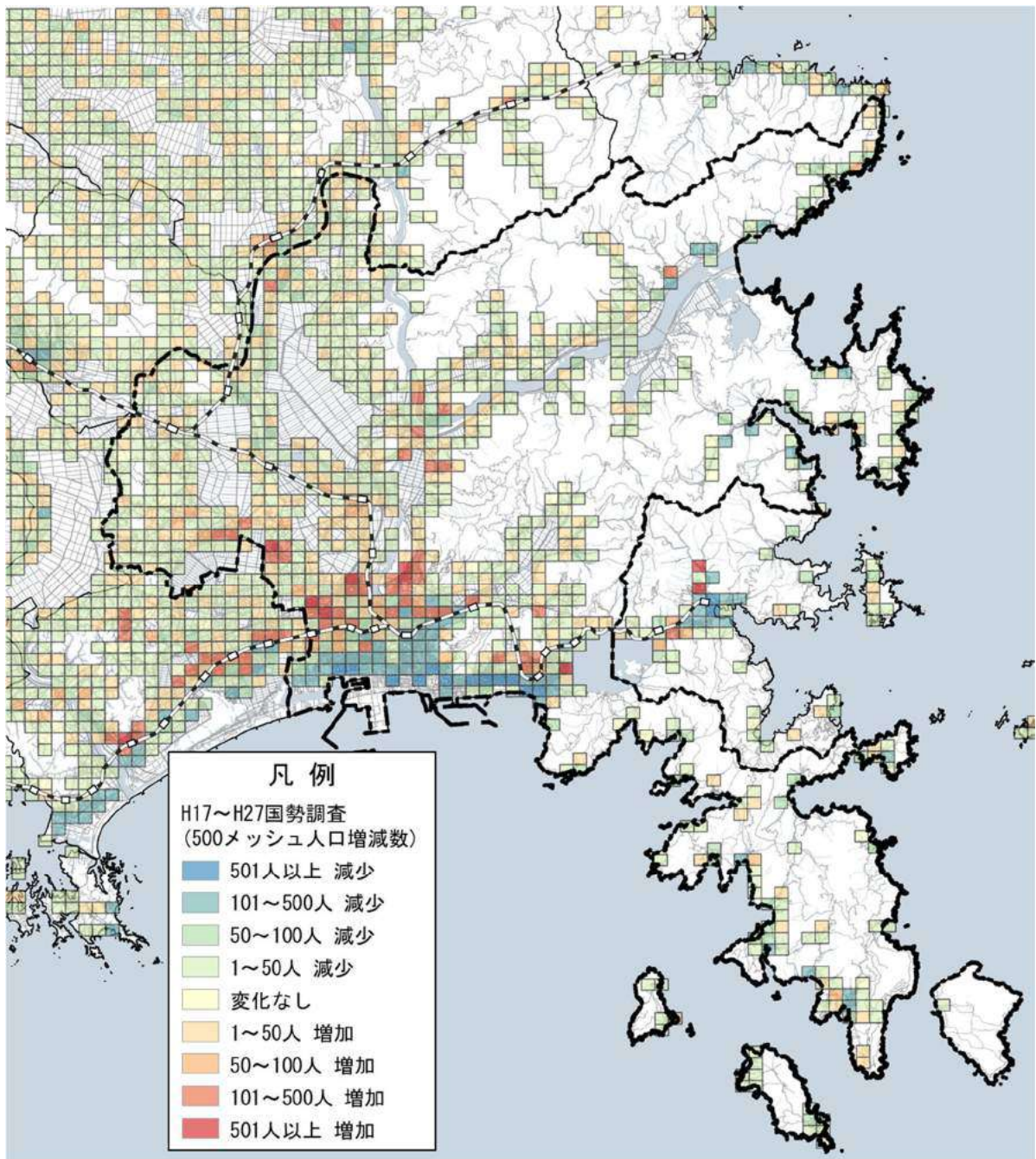
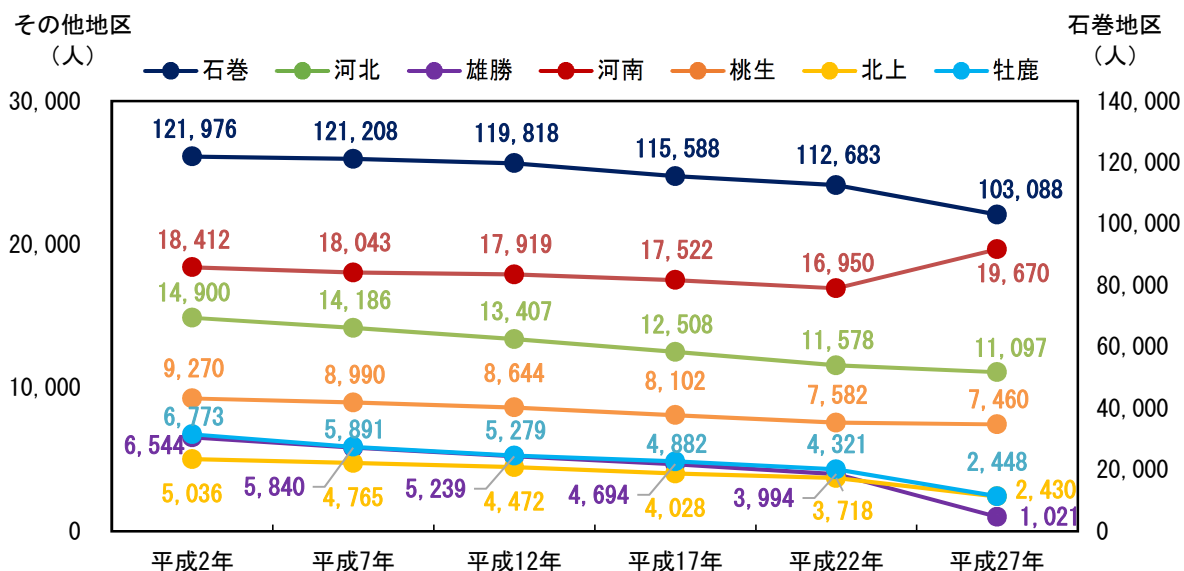


図 2-7 人口密度の増減分布図（平成 17 年～平成 27 年）

4) 地区別人口

地区別人口をみると、平成27年時点で最も人口が多い地区は石巻地区で全体の70%を占めるものの、平成2年以降減少を続けるのに対し、河南地区は平成22年から平成27年で約15%増加し、全市人口の10%以上を占めています。また、特に雄勝地区や牡鹿地区の人口減少傾向は顕著で、平成22年から平成27年の間に、雄勝地区は約3,000人、牡鹿地区は約2,000人減少しています。



出典：国勢調査（各年10月1日現在、分類不能は除く）

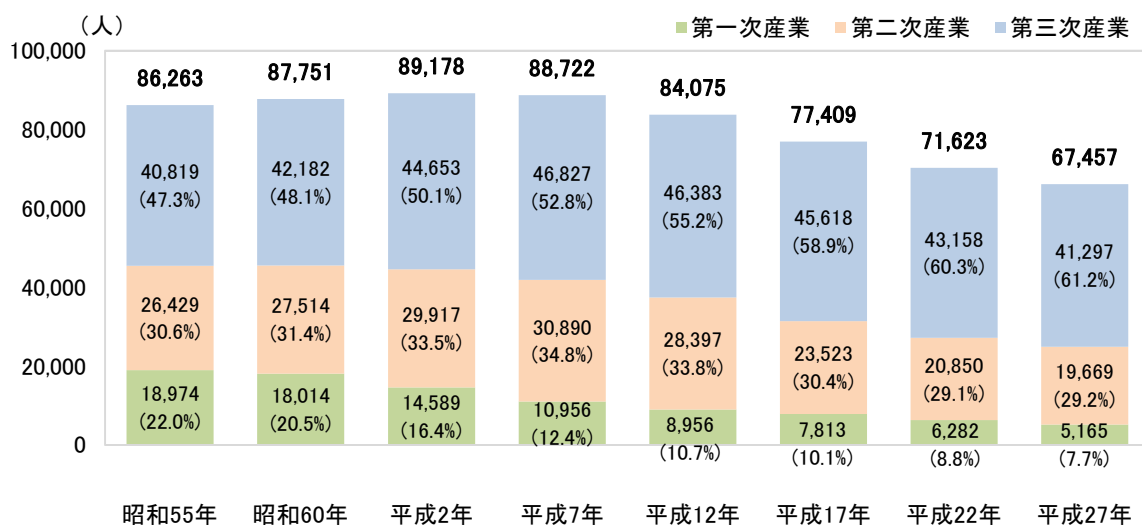
図 2-8 地区別人口の推移

(2) 産業

1) 産業別就業人口

本市の就業人口について、総数をみると、平成27年は67,457人（分類不能1,326人を含む）とピーク時の平成2年（89,178人（分類不能19人を含む））の約75%に減少しています。

産業別では、第一次産業は年々減少、第二次及び第三次産業は、いずれも平成7年まで順調に増加していましたがそれ以降は減少傾向にあります。

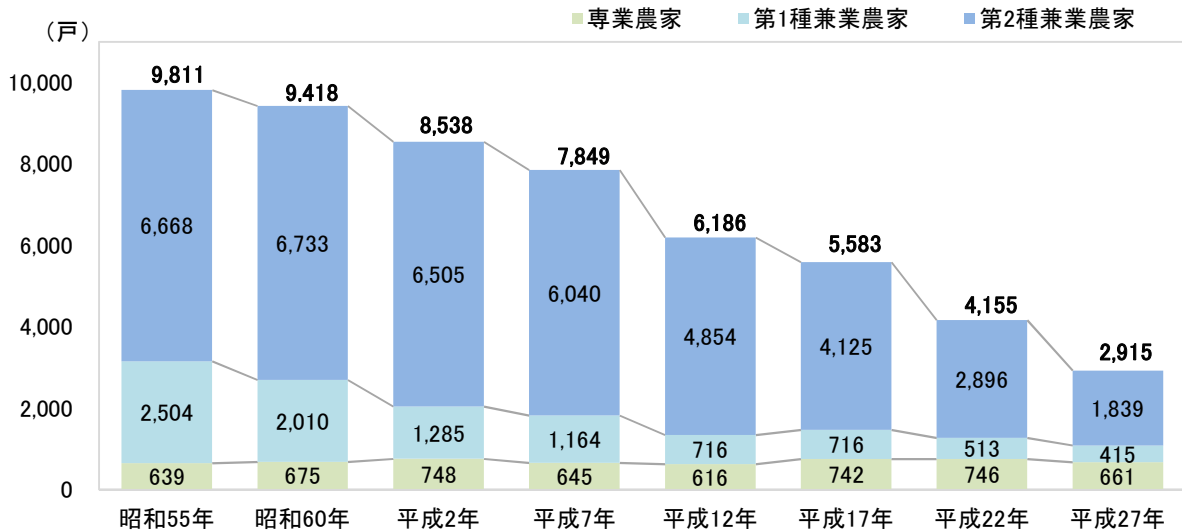


出典：国勢調査（各年10月1日現在、分類不能は除く）

図 2-9 産業別就業人口の推移

2) 農業

昭和55年からの推移を見ると、農家数は年々減少していますが、専業農家については多少の増減があるものの大きな変動は見られません。第一種・第二種兼業農家は、昭和55年と比べると大幅に減少しています。

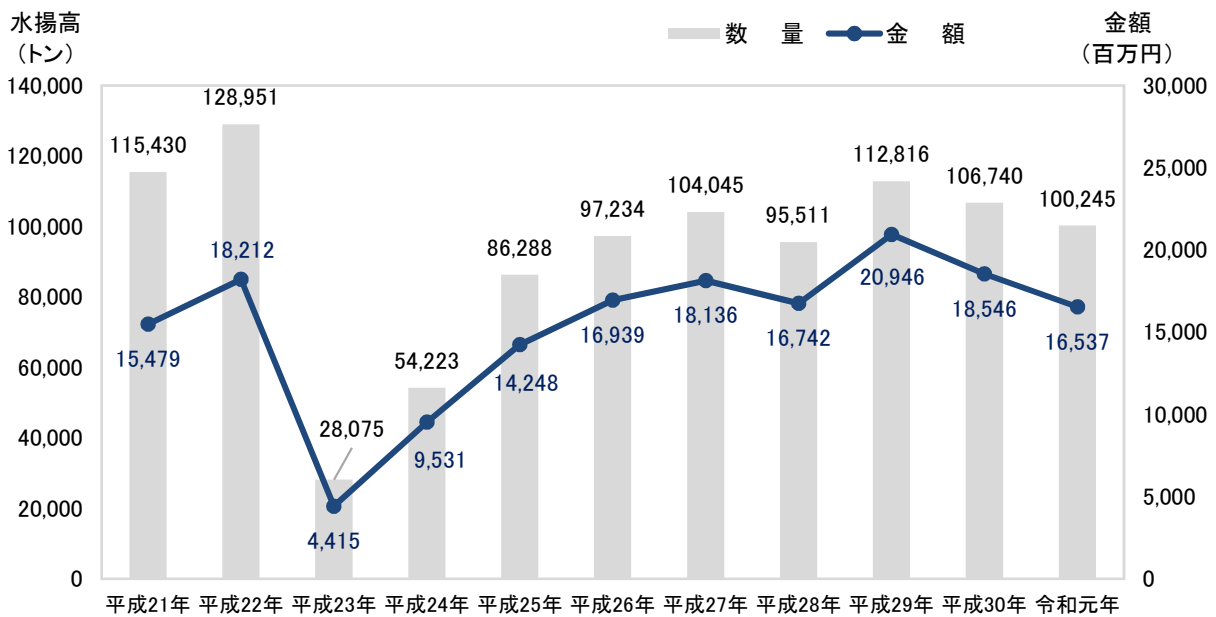


出典：農林業センサス（各年2月1日現在）

図 2-10 農家数の推移

3) 漁業

漁業の水揚げ数量や金額は、東日本大震災の影響により大幅に落ち込んだものの、その後増加傾向にあり、平成29年には約11.3万t、約209億円と震災以前の水準近くまで回復しています。しかし、平成29年以降は、水揚げ数量、金額ともに減少傾向にあります。



出典：石巻市統計書 漁業別水揚げ

図 2-11 水揚げ高の推移

4) 工業

本市の4人以上の事業所について、事業所数、従業者数、製造品出荷額等を平成28年現在と東日本大震災前の平成22年で比較すると、被災後の事業所数で平成22年時点の約72%、従業者数は約80%、製造品出荷額等は約90%の水準にとどまっています。

特に、石巻港は、県北部の工業・物流の拠点となる臨海型工業地域として本市製造業就業人口の約30%の雇用を支え、地域経済の中核を担ってきた経緯もあり、加えて東日本大震災後の災害復旧工事完了、仙台塩釜港及び松島港との統一体化で平成24年10月より国際拠点港湾「仙台塩釜港(石巻港区)」として整備されたことから、さらなる機能拡充が期待されます。

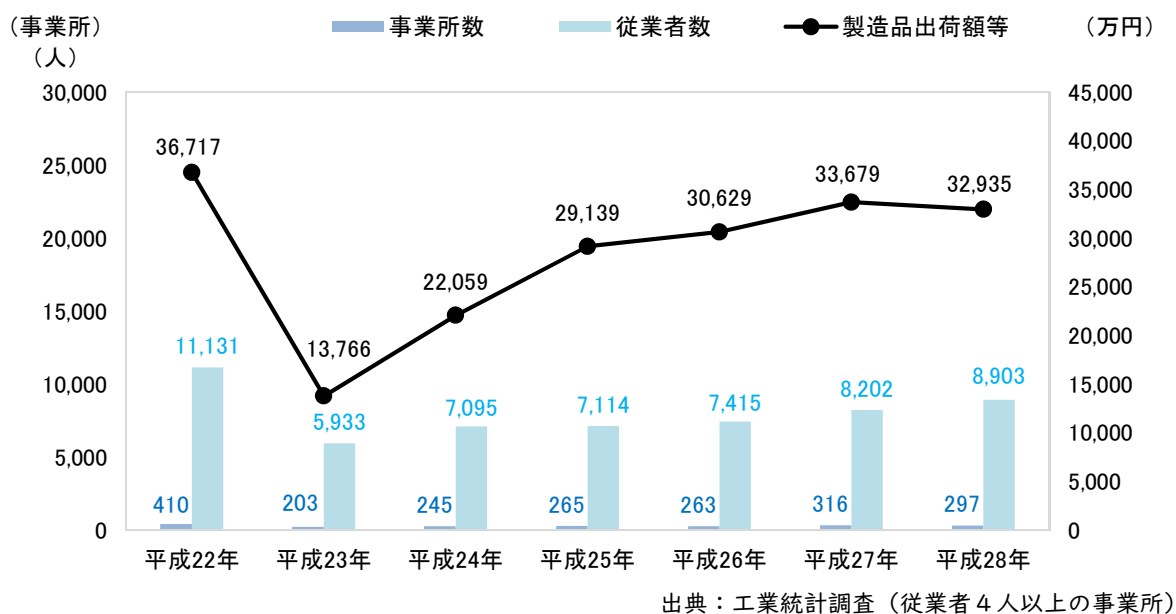


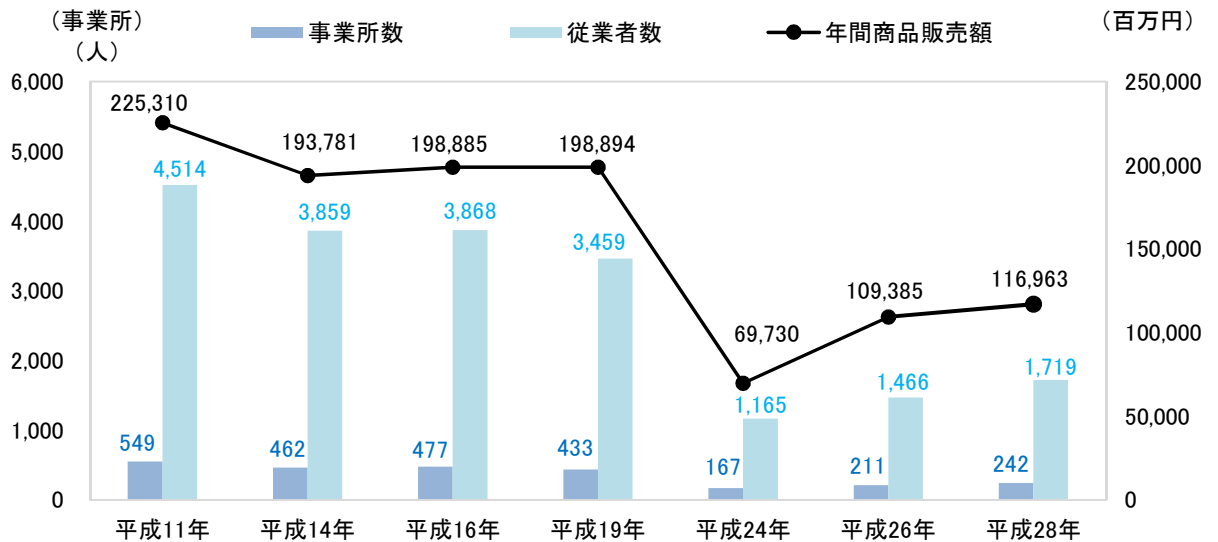
図 2-12 製造業の推移

5) 商業

市内の事業所数、年間商品販売額をみると、卸売業・小売業ともに震災前の平成19年時点よりも減少傾向にあります。第3期石巻市中心市街地活性化基本計画では、東日本大震災後、各商店街の衰退傾向が深刻化、商業活力の低下を招く店舗や事務所数の減少や、低未利用地の拡大等の震災以前から抱える未解決の課題を抱えていることが明らかになっています。

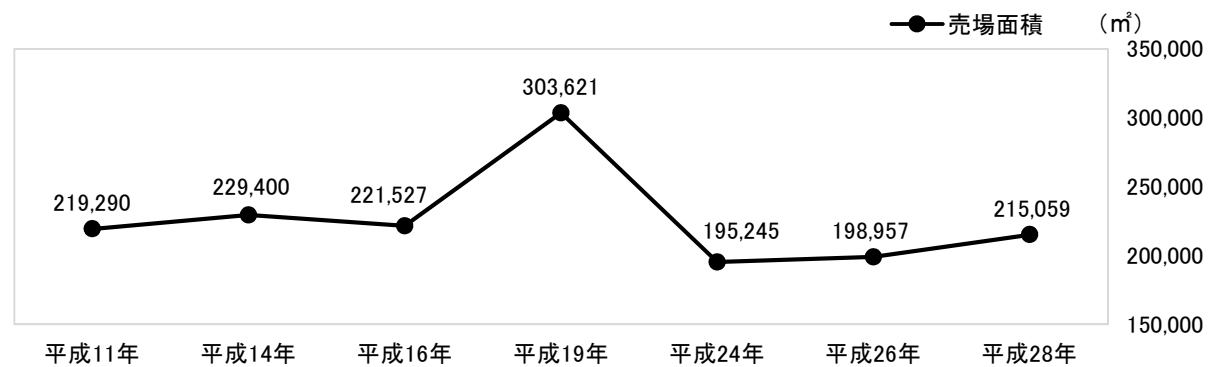
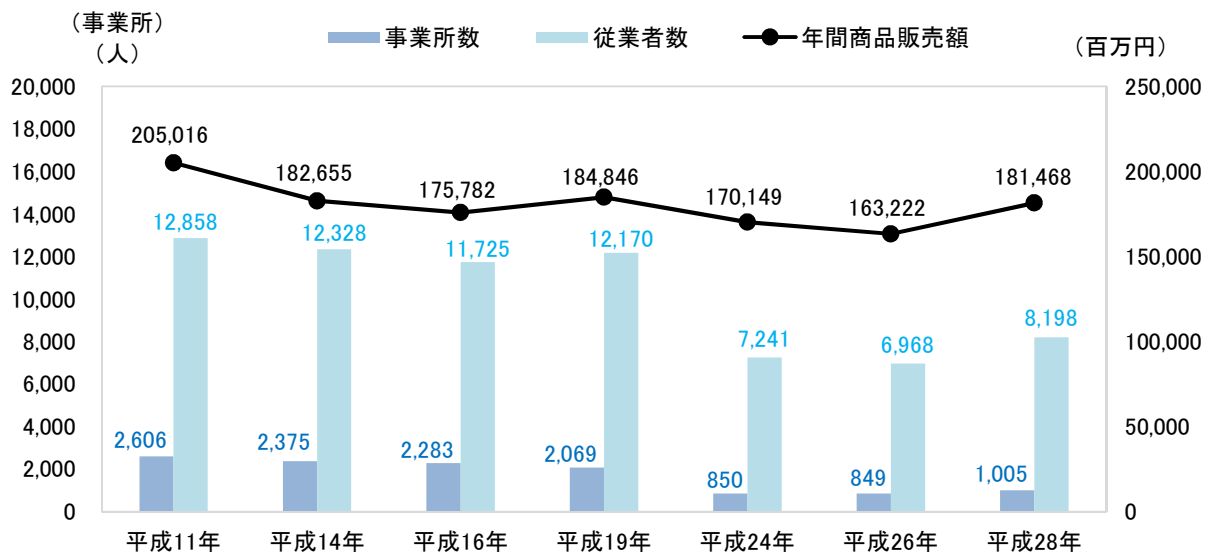
小売業は、事業所数の減少の一方で、年間商品販売額は震災前の水準に回復しています。

小売業の売場のスペース当りの生産性を示す指標である売場面積は、平成28年現在、震災前の約70%程度にとどまっています。



※平成11、26年は7月1日現在、平成14、16、19、28年は6月1日現在、平成24年は2月1日現在
出典：経済センサス-活動調査

図 2-13 卸売業の推移



※平成11、26年は7月1日現在、平成14、16、19、28年は6月1日現在、平成24年は2月1日現在
出典：商業統計調査、経済センサス-活動調査

※平成16年以前は合併市町を合算して算出。平成16年の北上町の売り場面積は不詳

図 2-14 小売業の推移

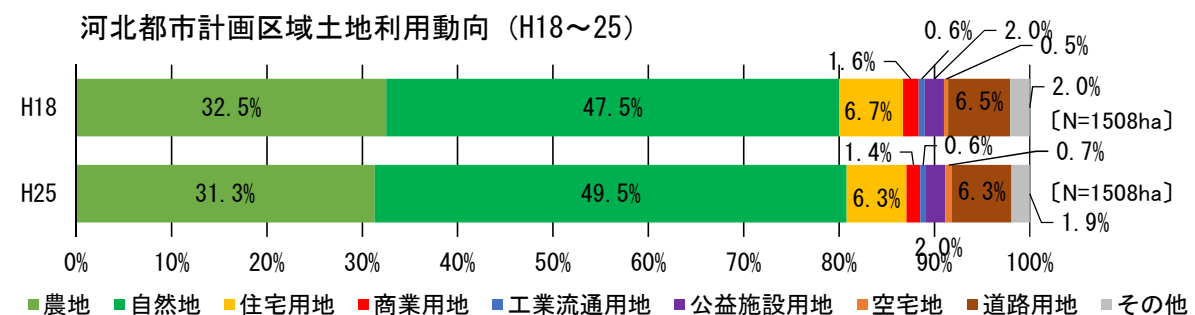
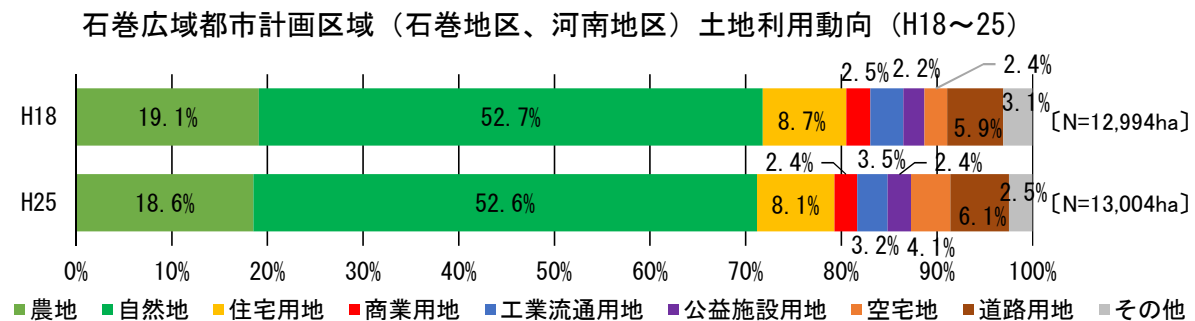
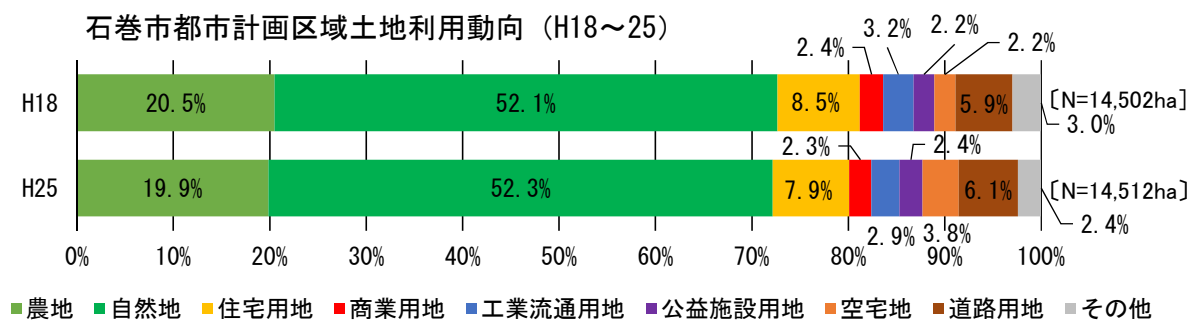
(3) 土地利用

土地利用現況について、平成18年と平成25年に実施した都市計画基礎調査からみると、石巻市の都市計画区域全体では、農地（田畑）及び住宅用地が0.6%、商業用地は0.1%、工業用地が0.3%減少した一方、公益施設用地は0.2%、空宅地が1.6%増加しています。

石巻広域都市計画区域（石巻地区、河南地区）では、住宅用地が0.6%、商業用地が0.1%減少した一方、建物跡地や駐車場に当たる空宅地が1.7%増加しています。

河北都市計画区域では、農地（田畑）が1.2%、住宅用地が0.4%、商業用地が0.2%減少した一方、山林等の自然地为2.0%、空宅地为0.2%増加しています。

以上のとおり、石巻広域都市計画区域では、震災復興のための公共施設整備に伴う農地減少の一方、人口減少（転出等）に伴う住宅用地や空宅地の若干の増加が見受けられます。

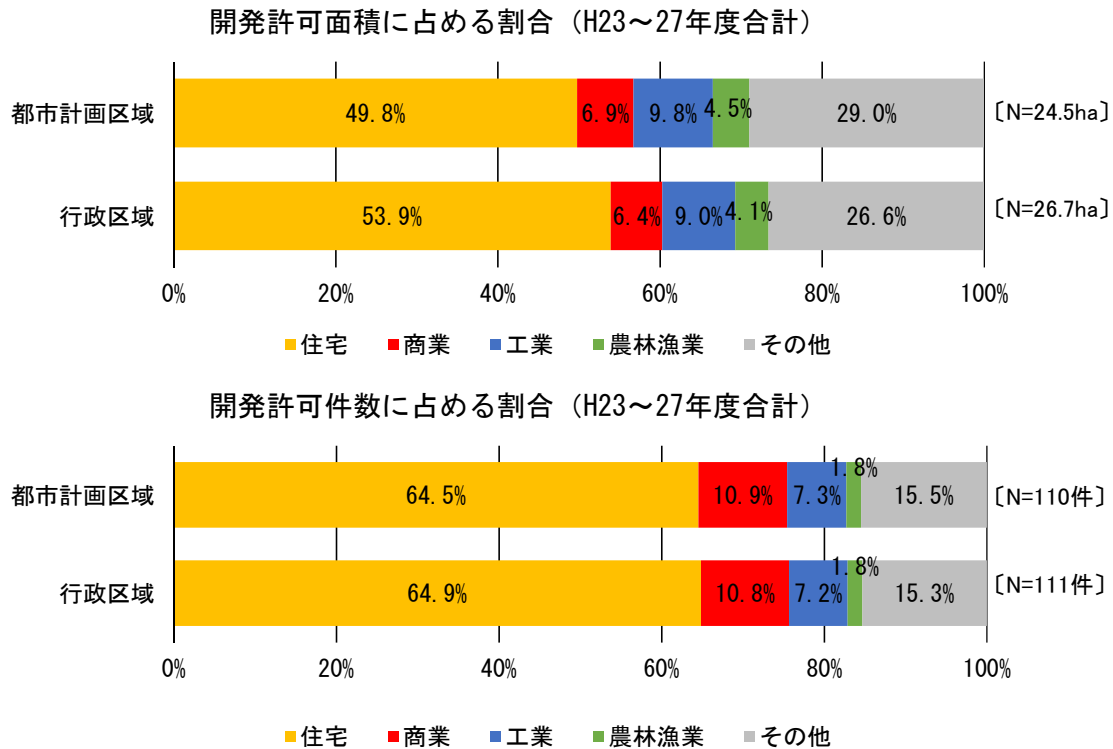


出典：平成28年都市計画基礎調査

図 2-15 それぞれの都市計画区域における土地利用動向

(4) 開発

平成23年度～27年度の過去5年間の開発をみると、行政区域全体及び都市計画区域内（石巻地区、河南地区、河北地区）にて、震災復興の影響からか住宅が面積で約50%、件数で約60%を占めています。特に石巻地区の市街化区域内で件数、面積ともに最も大きくなっています。



※その他は、運輸施設・倉庫、公共公益施設等

出典：平成28年都市計画基礎調査（平成23年度～27年度）

図 2-16 開発許可状況（平成23年度～27年度）

表 2-2 地区別開発許可状況（平成23年度～27年度）

件数 (件)	石巻地区			河南地区			河北地区			全体		
	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	合計
住宅	37	23	60	6	3	9	—	2	2	43	28	71
商業	1	6	7	1	3	4	—	1	1	2	10	12
工業	4	3	7	0	0	0	—	1	1	4	4	8
農林	0	1	1	0	0	0	—	1	1	0	2	2
その他	3	12	15	0	3	3	—	0	0	3	15	18
合計	45	45	90	7	9	16	—	5	5	52	59	111

面積 (ha)	石巻地区			河南地区			河北地区			全体		
	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	合計
住宅	7.9	0.7	8.6	1.9	0.1	2.0	—	1.6	1.6	9.8	2.4	12.2
商業	0.3	0.4	0.7	0.3	0.2	0.5	—	0.5	0.5	0.6	1.1	1.7
工業	1.7	0.2	1.9	0	0	0	—	0.5	0.5	1.7	0.7	2.4
農林	0	0.2	0.2	0	0	0	—	0.9	0.9	0	1.1	1.1
その他	2.0	3.1	5.1	0	2.1	2.1	—	0	0	2.0	5.2	7.2
合計	11.9	4.6	16.5	2.2	2.4	4.6	—	3.5	3.5	14.1	10.5	24.6

出典：平成28年都市計画基礎調査（平成23年度～27年度）

(5) 交通体系

1) 道路

石巻市は、三陸自動車道を中心に南北方向は国道45号、東西方向は国道108号、国道398号を中心とした道路網が形成され、これらを軸に県道が連絡しています。

石巻市で市道認定している道路は、全部で5,283路線、総延長約2,135kmです。

表 2-3 石巻市の道路の現況

種別	管理者	摘要
国道	国(国土交通省)	国道45号(仙台から石巻を経て青森まで510km) 国道108号(石巻から大崎を経て由利本庄まで205km)
国道	県(宮城県)	国道398号(石巻から女川を経て由利本庄まで228km)
県道	県(宮城県)	主要地方道、一般県道
市町村道	石巻市	道路法に基づき議会の承認後認定(令和元年4月1日現在) 5,283路線 2,135km

2) 公共交通

① 鉄道

鉄道網は、仙石線、石巻線、気仙沼線の3つのJR線が通っており、計13の駅があります。

石巻駅の利用状況の推移をみると、平成22年度まで減少傾向にあり、東日本大震災により大きく落ち込みましたが、利用者は回復傾向にあり、現在は横ばいで推移しています。

JR 仙石線	石巻あゆみ野、蛇田(872)、陸前山下(948)、石巻
JR 石巻線	前谷地(161※)、佳景山、鹿又、曾波神、石巻(3,222)、陸前稲井、渡波(534※)、万石浦、沢田
JR 気仙沼線	和渕、前谷地(161※)

※数字は1日平均乗車人員(令和元年度、渡波と前谷地は平成30年度)、無人駅はデータ無し

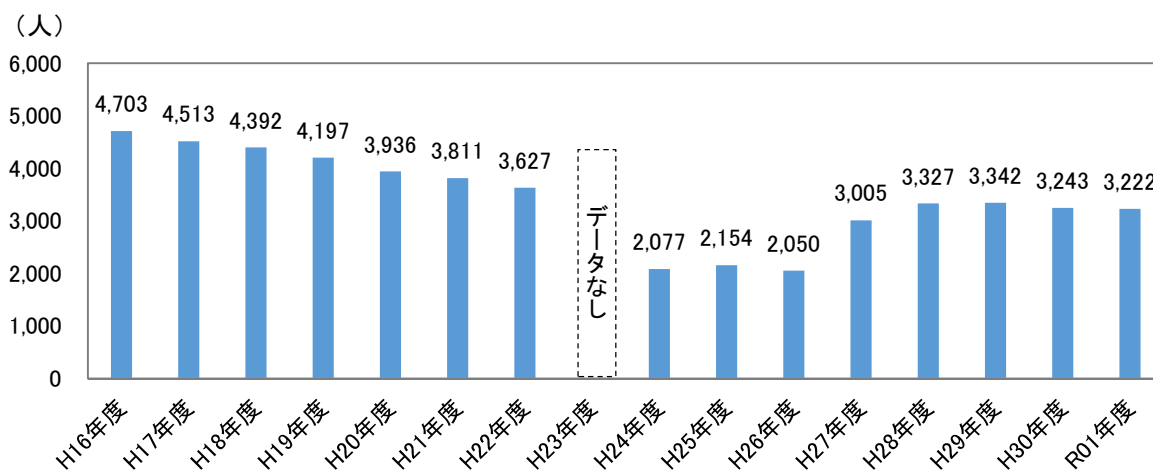


図 2-17 石巻駅の1日の平均の乗車人員

② バス

バスは、路線バスのほか住民主体のバスや乗合タクシーが運行されていますが、鉄道駅やバス停留所から離れた地区や山間部等の交通が不便な地区が存在しています。

(6) 都市計画

1) 都市計画区域と区域区分

本市は、市町村合併により、4つの都市計画区域がありましたが、平成22年5月18日に「雄勝」、「牡鹿」の両都市計画区域が廃止され、現在は、石巻広域と河北の2つの都市計画区域が指定されています。

区域区分は、石巻広域都市計画区域のみで定めており、都市計画区域14,513haのうち、市街化区域が約33%、市街化調整区域が約67%となっています。

行政区域内人口147,214人のうち、都市計画区域内に115,062人(約78%)、そのうち、市街化区域内には98,769人(約86%)、市街化調整区域内には10,827人(約9%)、非線引き区域には、5,466人(約5%)が分布しています。

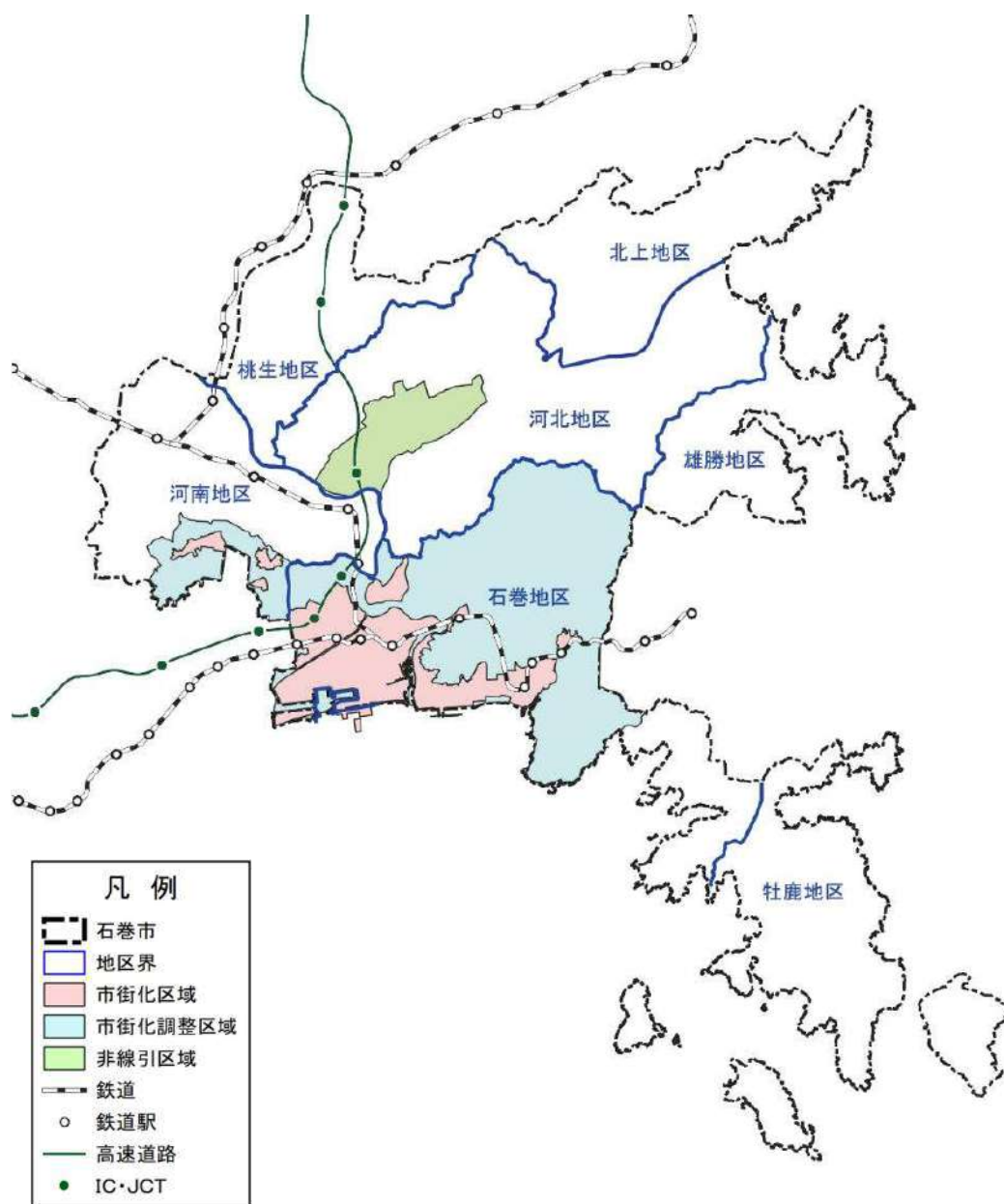


図 2-18 都市計画区域の状況

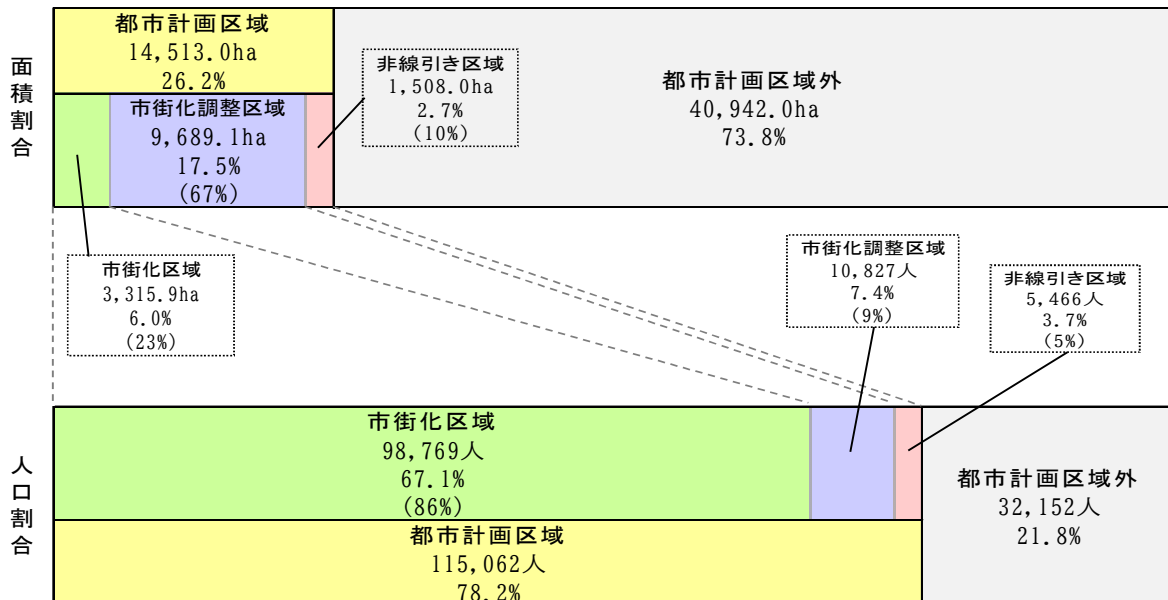
表 2-4 都市計画区域の指定状況

(単位：ha、令和2年3月31日現在)

区 分			区域面積		区域人口※	
			市街化区域	市街化調整区域		
都市計画区域	石巻広域都市計画区域	石巻地区	11,765.0	3,148.6	8,616.4	102,625
		河南地区	1,240.0	167.3	1,072.7	6,971
	河北都市計画区域（河北地区）		1,508.0	—	—	5,466
	計		14,513.0	3,315.9	9,689.1	115,062
都市計画区域外	石巻地区		1,857.0	—	—	463
	河南地区		5,693.0	—	—	12,699
	河北地区		11,001.0	—	—	5,631
	雄勝地区		4,612.0	—	—	1,021
	桃生地区		4,382.0	—	—	7,460
	北上地区		6,098.0	—	—	2,430
	牡鹿地区		7,299.0	—	—	2,448
計		40,942.0	—	—	32,152	
合 計			55,455.0	3,315.9	9,689.1	147,214

※区域人口：平成27年国勢調査の実績値

行政区域面積：55,455ha



行政区域人口：147,214人

※()書き：都市計画区域内に占める割合を示す。

図 2-19 面積と人口の割合

2) 地域地区

地域地区は石巻広域都市計画区域内で定めており、河北都市計画区域は未指定です。石巻地区の地域地区は、住居系用途が全体の52%、商業系が5%、工業系が37%となっています。河南地区の地域地区は、住居系が4%、工業系が1%であり、商業系用途は未指定です。

表 2-5 地域地区の指定状況

(令和2年3月31日現在)

		石巻地区 (H28.5.24)		河南地区 (H14.11.21)		計 (H28.6.1)	構成比		
住居系	第一種低層住居専用地域	295.3 ha	8.9%	52.5%	33.0 ha	1.0%	4.0%	328.3 ha	9.9%
	第二種低層住居専用地域	18.7 ha	0.6%		—	—		18.7 ha	0.6%
	第一種中高層住居専用地域	148.8 ha	4.5%		—	—		148.8 ha	4.5%
	第二種中高層住居専用地域	234.2 ha	7.1%		—	—		234.2 ha	7.1%
	第一種住居地域	405.4 ha	12.2%		46.0 ha	1.4%		451.4 ha	13.6%
	第二種住居地域	592.3 ha	17.9%		53.3 ha	1.6%		645.6 ha	19.5%
	準住居地域	44.3 ha	1.3%		—	—		44.3 ha	1.3%
商業系	近隣商業地域	97.5 ha	2.9%	5.0%	—	—	—	97.5 ha	2.9%
	商業地域	69.4 ha	2.1%		—	—		69.4 ha	2.1%
工業系	準工業地域	593.5 ha	17.9%	37.5%	14.5 ha	0.4%	1.0%	608 ha	18.3%
	工業地域	264.9 ha	8.0%		20.5 ha	0.6%		285.4 ha	8.6%
	工業専用地域	384.3 ha	11.6%		—	—		384.3 ha	11.6%
合計		3,148.6 ha	95.0%		167.3 ha	5.0%		3,315.9 ha	100.0%

※ () 内の年月日は変更の決定告示

3) 特別用途地区

特別用途地区は、以下に示す準工業地域の12地区、延べ約562haを大規模集客施設制限地区に指定しています。

表 2-6 大規模集客施設制限地区の指定状況

(令和2年3月31日現在)

No.	地区名	面積	No.	地区名	面積
1	蛇田西部地区	20.4 ha	7	八幡町・不動町・井内地区	48.9 ha
2	蛇田北部地区	5.0 ha	8	大宮町・浜松町・渡波地区	28.1 ha
3	南境地区	73.6 ha	9	長浜町地区	8.1 ha
4	石巻港背後地区	279.8 ha	10	流留地区	21.5 ha
5	門脇町一丁目地区	7.0 ha	11	広瀨西地区	4.7 ha
6	湊町・川口町・大門町地区	57.7 ha	12	広瀨東地区	9.8 ha

大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

4) 準防火地域

準防火地域は、商業地域や近隣商業地域を中心に指定しており、一部、湊地区や中瀬の第二種住居地域、羽黒山の第一種中高層住居専用地域など、住居系用途地域も指定しています。

表 2-7 準防火地域の変遷

(令和2年3月31日現在)

告示年月日	面積(ha)	摘要	備考
昭 28. 3.31 建告示第 411 号	147.0	市内中心部、湊地区中心部及び周辺地域	指定
昭 31.12.21 建告示第 2031 号	187.0	上記地区周辺部及び泉町一、二丁目地区	変更
昭 51.12.17 市告示第 53 号	193.1	魚町二丁目の一部	〃
平元. 4. 4 市告示第 42 号	262.0	中里、山下及び門脇(国道 398 号沿道) 石巻駅周辺、渡波地区の各一部	〃
平 5. 6.29 市告示第 85 号	271.0	石巻字水押の一部	〃
平 7.12. 1 市告示第 141 号	271.4	山下町一・二丁目、魚町二丁目の各一部	〃
平 16. 7.22 市告示第 135 号	284.1	蛇田中央地区	〃
平 26. 8.26 市告示第 227 号	235.1	新門脇地区、湊地区	〃

5) 地区計画

地区計画は全 14 地区、延べ約 373ha で定められています。そのうち約 149ha (約 40.0%) は被災市街地復興土地区画整理事業等によって整備した新蛇田地区、新蛇田南地区、新渡波地区、新渡波西地区、あけぼの北地区、須江地区、河北団地地区からなる新市街地です。

表 2-8 地区計画一覧

(令和2年3月31日現在)

番号	名称	面積(ha)	番号	名称	面積(ha)
1	大橋地区計画	約 28.2	8	新蛇田地区計画	約 46.5
2	南境業務拠点地区計画	約 24.1	9	新蛇田南地区計画	約 27.4
3	南境地区計画	約 50.5	10	新渡波地区計画	約 17.8
4	渡波北部地区計画	約 18.7	11	新渡波西地区計画	約 11.1
5	蛇田中央地区計画	約 56.1	12	あけぼの北地区計画	約 5.6
6	蛇田北部地区計画	約 17.0	13	須江地区計画	約 21.1
7	蛇田西部地区計画	約 29.8	14	河北団地地区計画	約 19.4

6) 高度利用地区

高度利用地区は、復興事業として市街地再開発事業が実施された中央三丁目1番地区、立町二丁目5番地区、中央一丁目14・15番地区の3地区を指定しています。

表 2-9 高度利用地区の指定状況

(令和2年3月31日現在)

番号	地区名	面積 (ha)	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	壁面位置の制限	都市計画決定年月日
1	中央三丁目1番地区	約 0.5	40/10	15/10	8/10	200 m ²	1 m	平成 24 年 11 月 22 日 市告第 333 号
2	立町二丁目5番地区	約 0.3	50/10	15/10	8/10	200 m ²	1 m	平成 25 年 3 月 22 日 市告第 74 号
3	中央一丁目14・15番地区	約 0.5	40/10	15/10	8/10	200 m ²	1 m	平成 25 年 10 月 25 日 市告第 325 号
合計		約 1.3						

高度利用地区：都市計画法第8条に規定されている「地域地区」のひとつで、市街地における都市空間を有効に利用し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としている。指定区域内では、土地の高度利用を促進するために建築物の容積率の最高限度・最低限度、建蔽率の最高限度及び建築面積の最低限度等の制限を定めることができる。

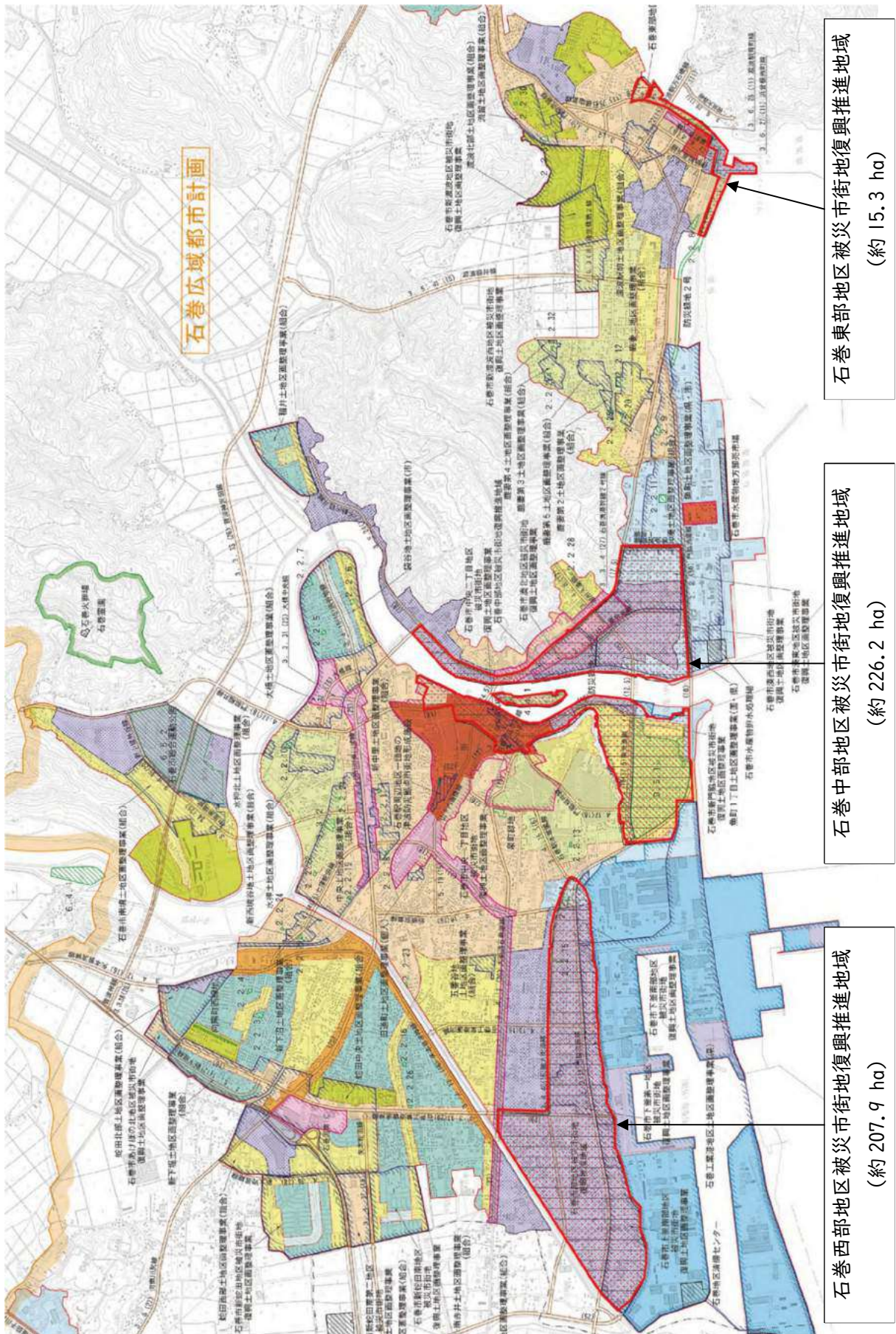
7) 被災市街地復興推進地域

津波によって被災した市街地を被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域に決定（3地区、約 449.4ha）し、安全で災害に強い市街地整備を実現するために事業を推進しています。

表 2-10 被災市街地復興推進地域の概要

(令和2年3月31日現在)

地区名	面積	決定日	位置
①石巻西部地区被災市街地復興推進地域	約 207.9 ha	平成 23 年 9 月 12 日	石巻市門脇字下鷲塚、門脇字中島、中屋敷二丁目、新館一丁目、新館二丁目、中浦二丁目、三ツ股三丁目、三ツ股四丁目、築山三丁目、築山四丁目、大街道南三丁目の各全部、双葉町、門脇字明神、門脇字捨喰、門脇字浦屋敷、門脇字鷲塚、中屋敷一丁目、新館三丁目、中浦一丁目、三ツ股二丁目、築山一丁目、築山二丁目、大街道東二丁目、大街道東三丁目、大街道南二丁目、大街道南四丁目、重吉町、三河町、中島町、南光町二丁目の各一部
②石巻中部地区被災市街地復興推進地域	約 226.2 ha		石巻市中央一丁目、中瀬、門脇町二丁目、門脇町四丁目、門脇字山岸、南浜町二丁目、南浜町三丁目、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、川口町三丁目、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町四丁目、明神町一丁目、湊字御所裏の各全部、中央二丁目、中央三丁目、住吉町一丁目、門脇町一丁目、門脇町三丁目、門脇町五丁目、南浜町一丁目、南浜町四丁目、雲雀野町一丁目、日和が丘二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、大門町三丁目、明神町二丁目、湊字大門崎、湊字須賀松の各一部
③石巻東部地区被災市街地復興推進地域	約 15.3 ha		石巻市松原町、長浜町、幸町、渡波町三丁目、万石町、塩富町一丁目の各一部



石巻広域都市計画縮括図を基に作成

図 2-20 石巻広域都市計画 被災市街地復興推進地域

8) 臨港地区

臨港地区は、石巻港臨港地区として西側行政界から雲雀野二丁目までの沿岸部及び旧北上川右岸の河口部で指定されており、石巻市内では、商港区、工業港区、修景厚生港区の3区に分かれます。面積をみると、工業港区が約352haと大部分を占めています。

9) 都市計画道路

都市計画道路については、計画決定している路線は44路線、総延長128,180mであり、そのほとんどが石巻地区となっています。改良率は47.6%ですが、河北都市計画区域内は100%であり、石巻広域都市計画区域のみで見ると47.0%となっています。

表 2-11 都市計画道路の決定状況

(令和2年3月31日現在)

区分	計画決定		整備状況		備考
	路線数	総延長	改良	改良率	
石巻広域都市計画区域	43	126,650 m	59,534 m	47.0 %	
河北都市計画区域	1	1,530 m	1,530 m	100.0 %	
合計	44	128,180 m	61,064 m	47.6 %	概成含 72,164 m

10) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

一団地の津波防災拠点市街地形成施設として、須江地区と石巻駅周辺地区の2地区、約24.1haを指定しています。

表 2-12 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定状況

地区	面積	主要用途	都市計画決定日
須江地区 一団地の津波防災拠点 市街地形成施設	約21.1 ha	食品加工工場、自動車整備工場、 建設関連企業等	平成25年10月22日
石巻駅周辺地区 一団地の津波防災拠点 市街地形成施設	約3.0 ha	市役所本庁舎、市立病院、防災セ ンター、ささえあいセンター等	平成26年8月26日

11) 都市公園

都市公園のうち都市計画公園は、未整備も含め、街区公園 30 箇所、近隣公園 2 箇所、地区公園 2 箇所、運動公園 2 箇所、墓園 1 箇所、広域公園 1 箇所、都市緑地 5 箇所の合計 43 箇所となっています。

その他の都市公園については、街区公園 32 箇所、近隣公園 3 箇所、地区公園 1 箇所、運動公園 1 箇所、墓園 2 箇所、都市緑地 6 箇所の合計 45 箇所となっています。

本市の一人当たり都市計画公園面積は 11.32 m²/人で、法令の示す標準 10 m²/人を満たしています。

表 2-13 都市公園の状況

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

種類	種別	都市計画公園		その他の都市公園		合計		
		数	面積(m ²)	数	面積(m ²)	数	面積(m ²)	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	30	66,878	32	69,561	62	136,439
		近隣公園	2	33,000	3	55,603	5	88,603
		地区公園	2	87,605	1	40,776	3	128,381
		小計	34	187,483	36	165,940	70	353,423
	都市基幹公園	運動公園	2	444,657	1	132,388	3	577,045
特殊公園 —風致公園及び墓園—		1	609,020	2	18,525	3	627,545	
大規模公園 —広域公園—		1	388,000			1	388,000	
都市緑地		5	112,681	6	10,594	11	123,275	
合計		43	1,741,841	45	327,447	88	2,069,288	

※都市計画公園は未整備を含む

※その他の都市公園面積は都市公園法第2条の2に基づき供用開始した面積

12) 生活排水処理施設の状況

生活排水処理施設については、経済性や処理施設の特徴、地域特性に応じて、より効率的な整備手法の選定により、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽整備事業が実施されています。そのうち、公共下水道事業は、昭和46年3月に旧石巻市が市中心部を流れる旧北上川を境として、東部処理区及び西部処理区とする下水道基本計画を策定し、昭和48年度に水産関連企業が多く生活環境の悪化が著しい東部処理区を単独公共下水道として事業に着手し、昭和56年10月から供用を開始しています。

現在は、流域関連公共下水道として北上川下流処理区、北上川下流東部処理区の2処理区、また単独公共下水道として飯野川処理区、北上処理区、鮎川処理区の3処理区、合計5処理区について事業認可を受け事業を進めており、すべての処理区が供用開始されています。

東日本大震災で甚大な被害を受けた単独公共下水道の雄勝処理区は、平成27年3月末に下水道を廃止、令和2年3月末現在の石巻市全体の公共下水道普及率は72.2%となっています。

地区別の公共下水道普及状況（令和2年3月末）をみると、石巻地区79.4%、河北地区67.5%、河南地区52.7%、桃生地区65.6%、北上地区37.6%、牡鹿地区35.0%となっています。

表 2-14 生活排水処理施設普及状況（令和2年3月末現在）

	公共 下水道	農業 集落 排水	漁業 集落 排水	浄化槽 市町村 整備	浄化槽 個人 設置型	計
行政人口(人)	-	-	-	-	-	141,887
供用開始区域面積(ha)	2,835.3	510.1	5.0	-	-	3,350.4
供用開始区域人口(人)	102,378	5,646	38	778	10,852	119,692
水洗化人口(人)	85,443	4,159	37	778	10,852	101,269
水洗化率(人口比:%)	83.5	73.7	97.4	100.0	100.0	84.6
普及率(人口比:%)	72.2	4.0	0.03	0.5	7.6	84.4

13) 雨水排水対策の状況

震災により広域的かつ大規模な地盤沈下が発生した状況を踏まえ、平成26年に震災後の雨水排水に係る整備の方針を示した雨水排水基本計画を改定しました。

石巻地区の流域関連公共下水道（全体計画排水区域面積約2,613ha）については、雨水排水基本計画に基づき、雨水全体計画区域の全22排水区のうち21排水区を強制排水区として整備するため、ポンプ施設21箇所と調整池2箇所の整備を進めています。

また、河北地区の単独公共下水道飯野川処理区（全体計画排水区域面積約70ha）についても、ポンプ施設1箇所を設置しています。

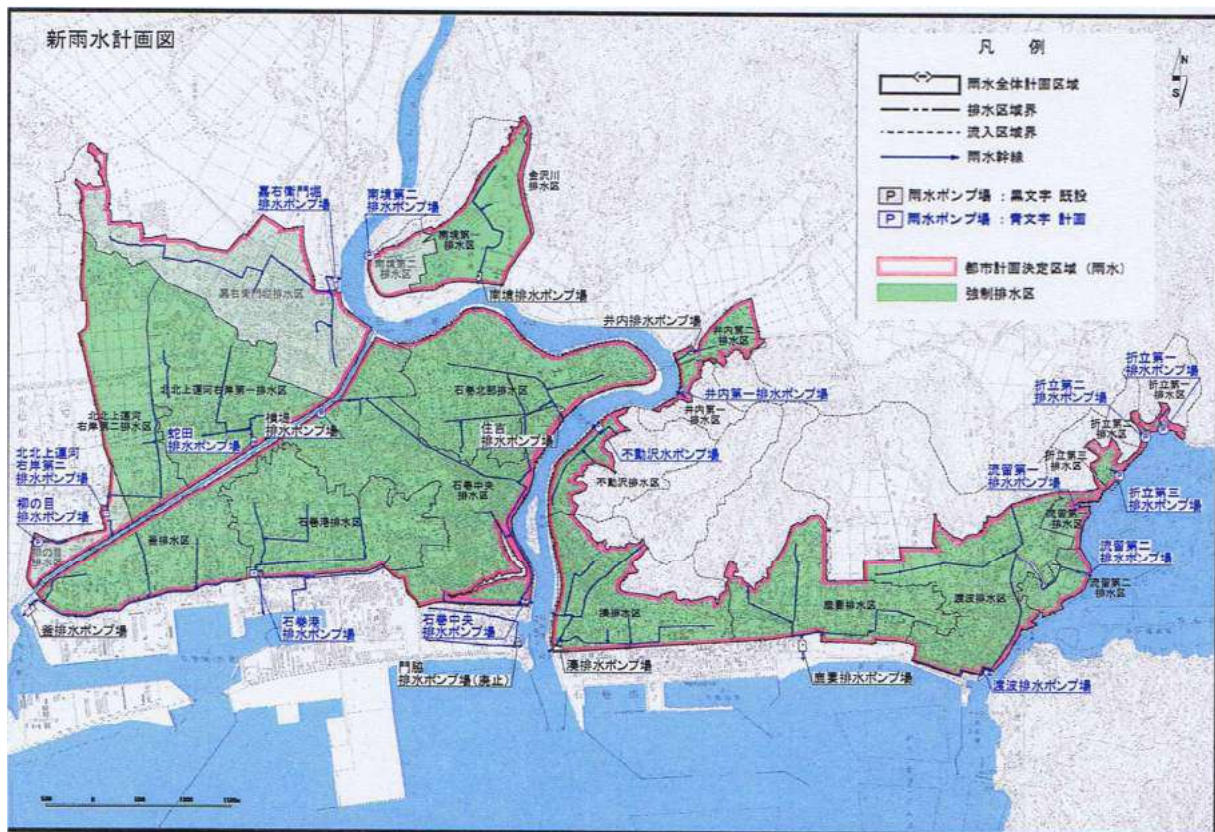


図 2-21 雨水整備計画図

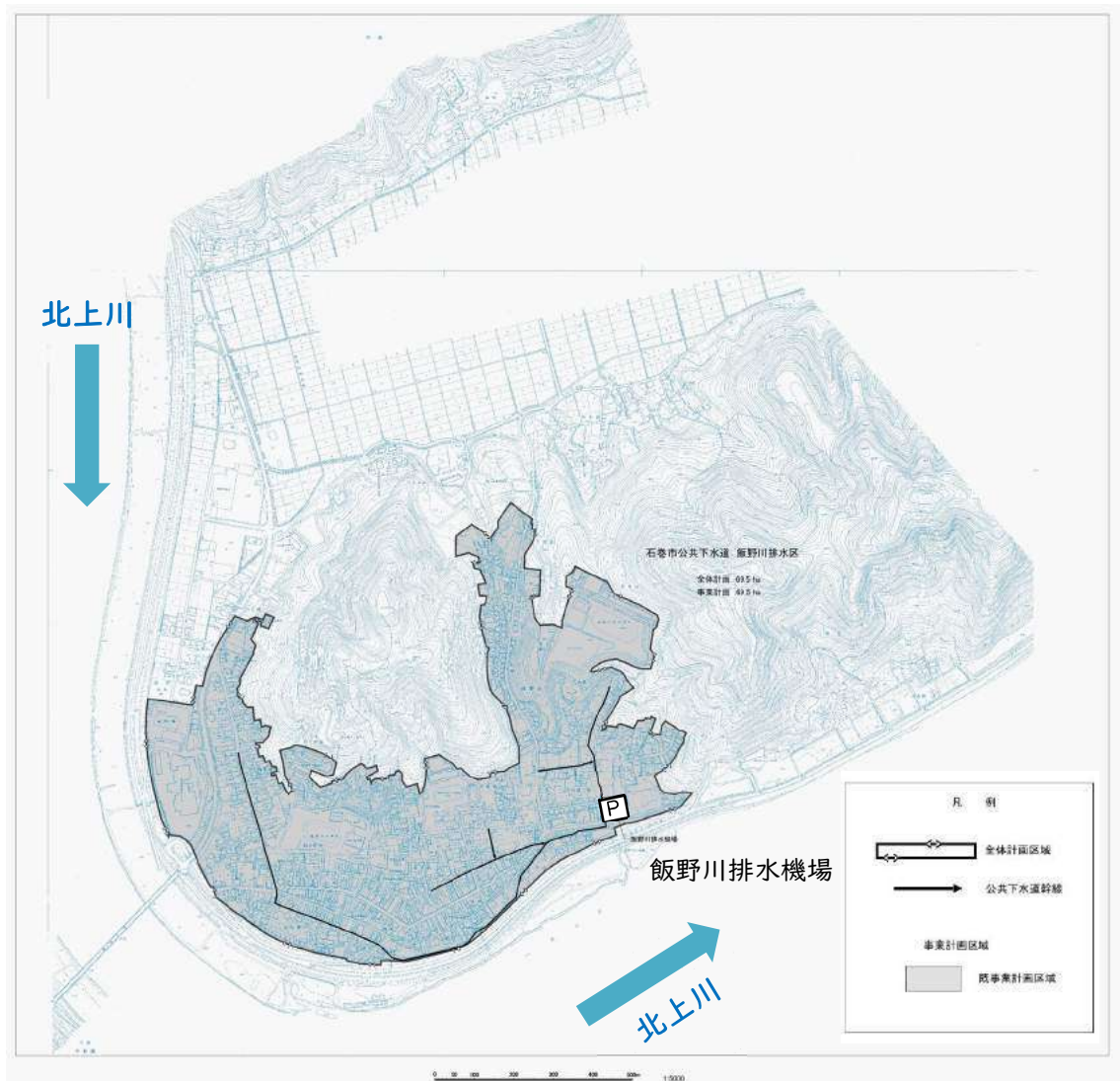


図 2-22 飯野川排水区一般図（雨水）

14) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、47の地区で施行済又は施行中で、そのうち震災復興土地区画整理事業は、14地区（中央二丁目、新蛇田、新蛇田南、新渡波、新渡波西、新蛇田南第二、下釜第一、新門脇、湊北、湊東、湊西、中央一丁目、上釜南部、下釜南部）、総面積11,698haであり、都市計画区域全体の約21%を占めます。

なお、施行済みの雄勝（石巻市告示第125号）、鮎川（石巻市告示第130号）は雄勝地区、牡鹿地区の都市計画区域の廃止と共に、平成22年5月18日付で廃止しています。

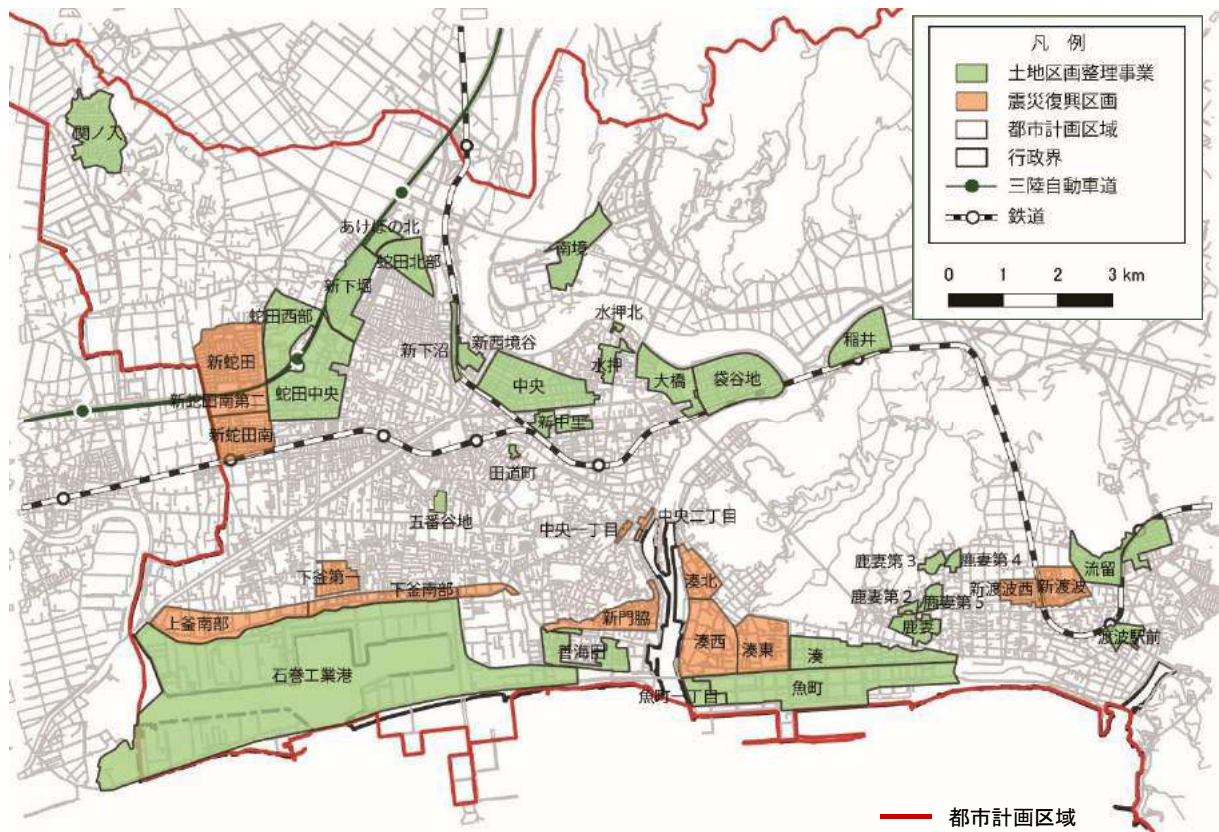
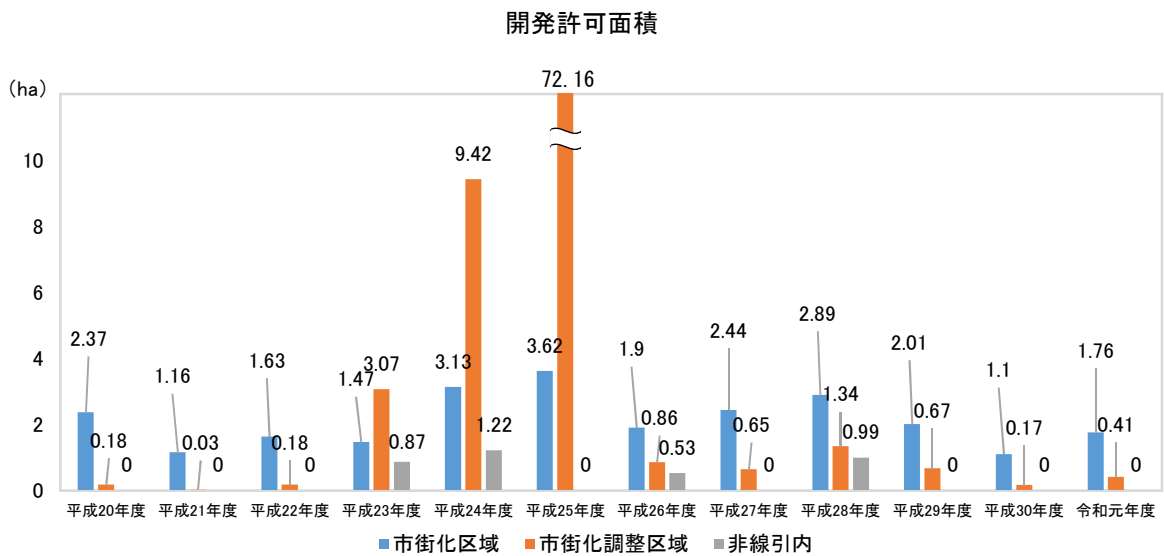
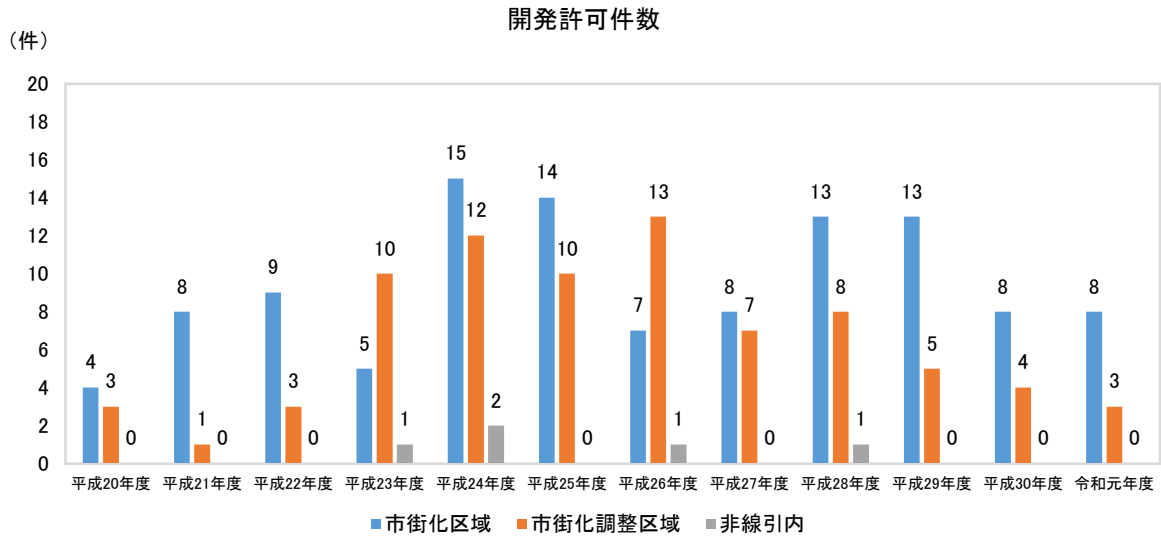


図 2-23 土地区画整理事業位置図

15) 開発許可状況

平成23年以降、震災復興のため、市街化区域、市街化調整区域ともに開発件数が増加しています。特に平成25年度における市街化調整区域内の開発は1件あたりの規模も約7.2haと大きくなっています。



※開発許可面積における平成25年度値の急増は、防災集団移転促進事業の進展に伴うもの。

図 2-24 都市計画法に基づく開発行為の状況

16) 震災復興まちづくり

市では、石巻市震災復興基本計画を策定し、震災復興のまちづくりが進められました。

[市街地部]

多数の防御施設を組み合わせ、被害を軽減させる施設（河川堤防、海岸堤防、高盛土道路、防災緑地）の整備を図る。

[半島沿岸部]

津波の及ばない高台への集団移転を図り、住民の安全・安心を図る。

[災害に強い道路網]

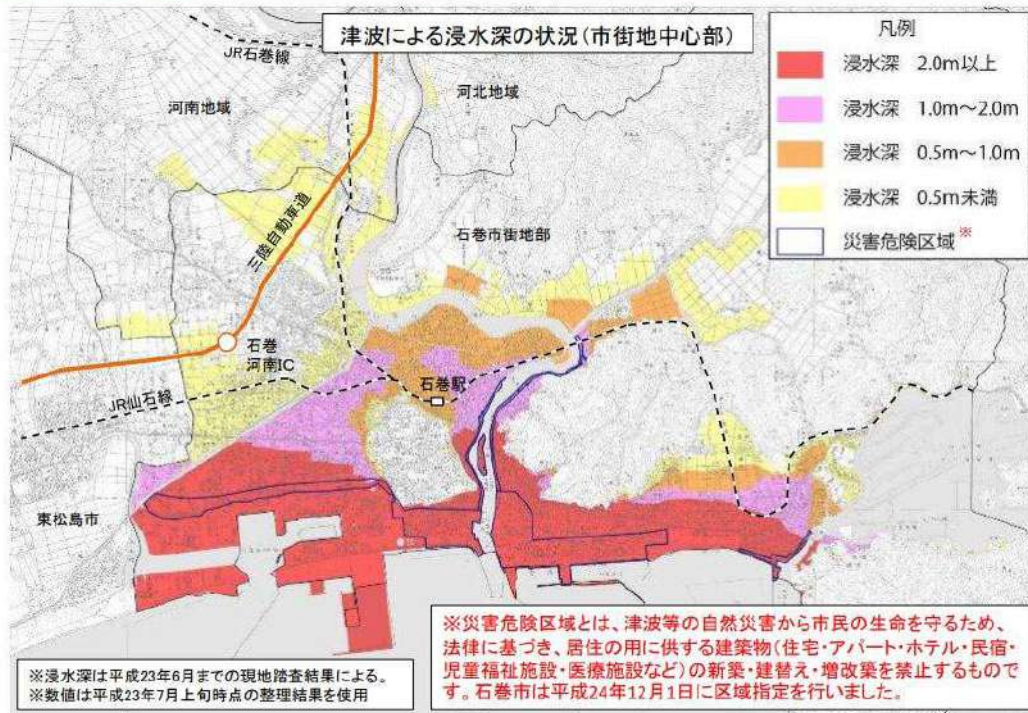
多重防御機能を有する施設としての「道路」は、津波の勢力を減衰させることはもとより、要配慮者等の「避難路」として、また、津波避難ビル等に一時避難した人々や災害救助活動のための「救出路」としての効果も期待されます。



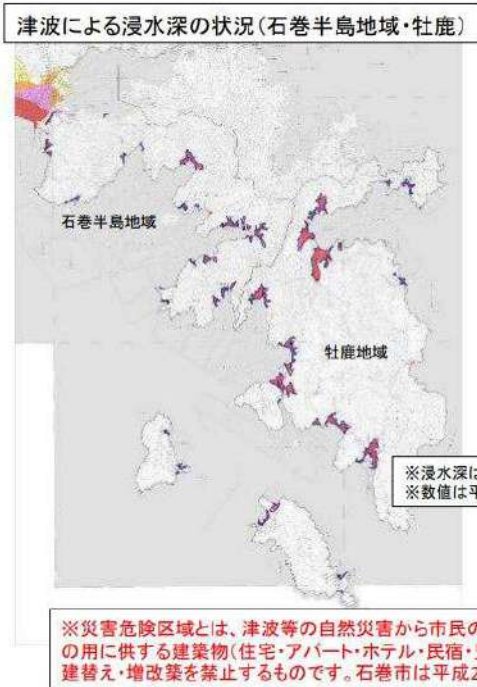
〔災害危険区域の指定〕

東日本大震災により甚大な被害を受けた区域において、新たな災害から市民の安全を確保するため、「東日本大震災に伴う石巻市災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例」に基づき、平成24年12月1日より災害危険区域を指定し、建築制限を行っています。

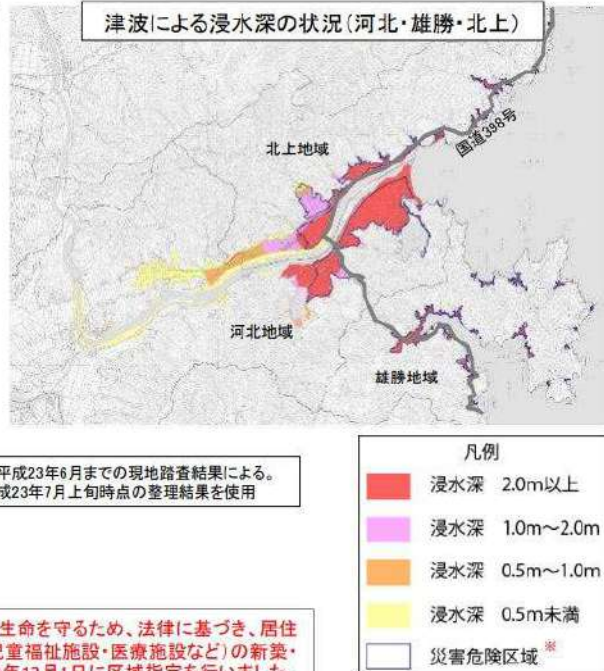
浸水区域(市街地)



浸水区域(石巻半島地域・牡鹿)



浸水区域(河北・雄勝・北上)



第3章

前提条件の整理

第3章 前提条件の整理

1. 上位関連計画

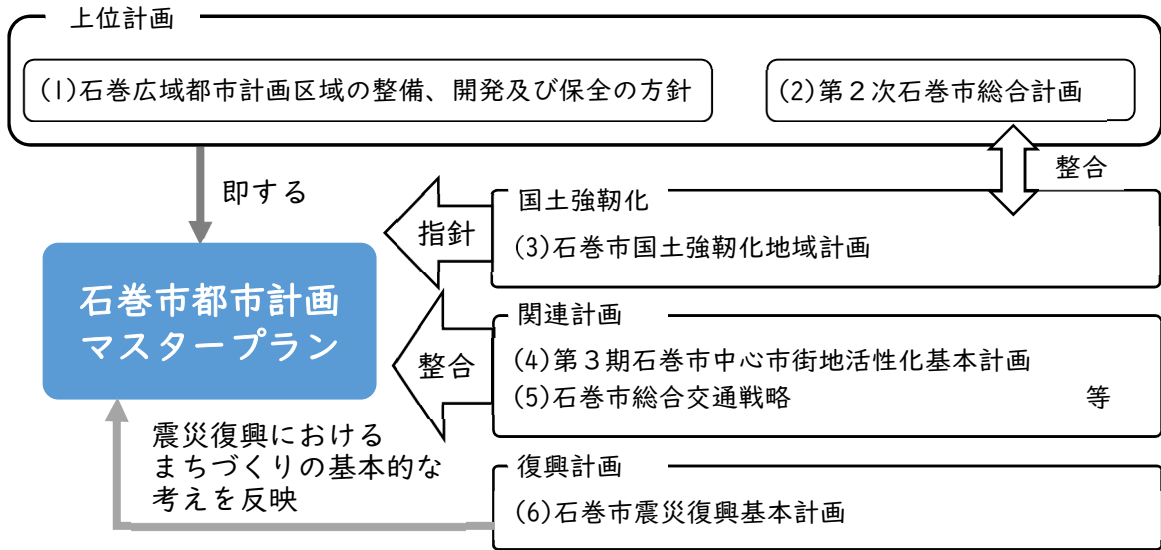


図3-1 石巻市都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係

(1) 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和元年5月策定）

県東部地区（石巻市、東松島市、女川町）の都市づくりについて、区域の将来像「災害に強く、活力・交流が生まれる拠点ネットワーク型集約都市構造の形成」に向けた主たる市街地の方針に、「震災からの復興と災害に強い市街地形成の推進」「水産業等の復興と本区域の発展を牽引する産業拠点の形成」「魅力ある中心拠点等の形成とそれと連携する公共交通ネットワークの維持・充実」「国際観光機能等の強化」を掲げています。

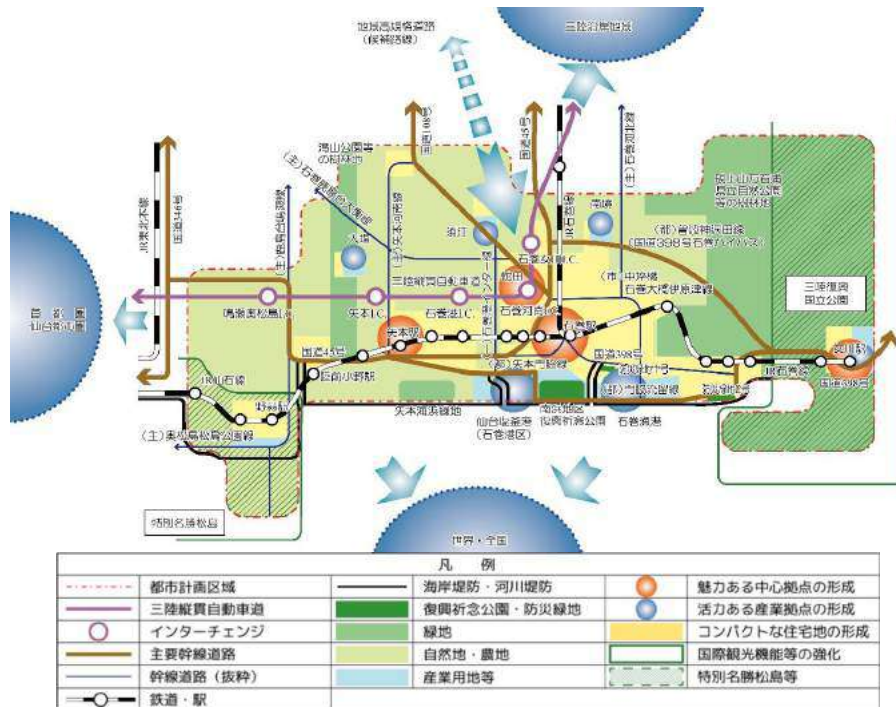


図 3-2 都市づくりの基本方針

(2) 第2次石巻市総合計画

総合計画は、本市の全ての計画の基本となり、計画的・効率的な行政運営の観点を盛り込んだ長期的視点から市全体の方向性を示す最上位計画で、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」から構成されており、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、基本計画と一体的に策定するほか、SDGs（持続的な開発目標）の観点を取り入れた、令和3年度から10年間の市政運営の指針です。

【将来像と基本目標】

■将来像：ひとりひとりが 多彩に煌（きら）めき 共に歩むまち

- 基本目標1 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち
- 基本目標2 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち
- 基本目標3 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち
- 基本目標4 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち
- 基本目標5 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち
- 基本目標6 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち

■目標人口（令和12年）：125,400人

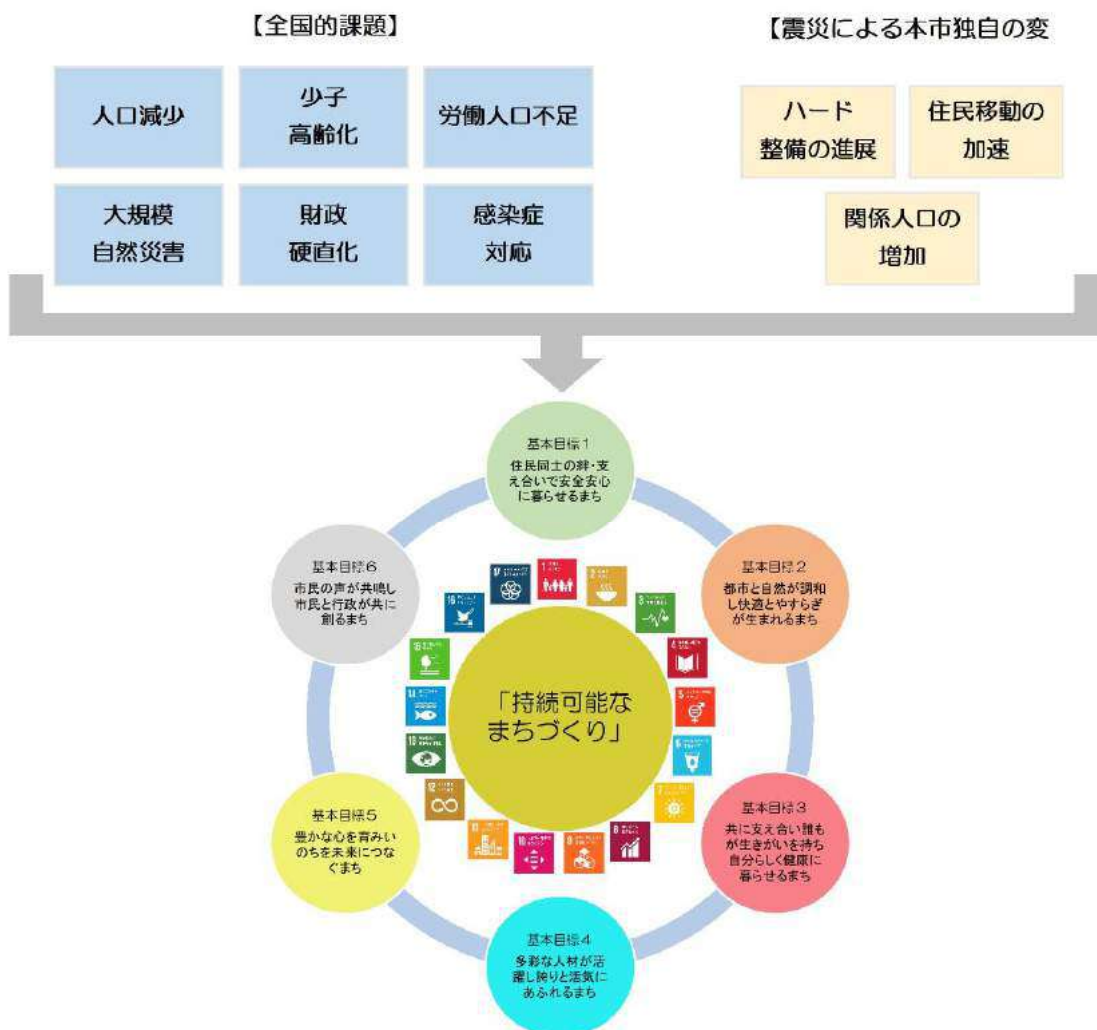


図 3-3 基本目標

(3) 石巻市国土強靱化地域計画

国土強靱化地域計画は、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものです。

当該計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、国土強靱化の理念に鑑み、国土強靱化基本計画及び宮城県国土強靱化地域計画と同様の4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」を掲げています。また、事前に備えるべき目標の妨げとなる事態として、基本計画等における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しています。

【基本目標】

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1 1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	18 6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	2 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生		19 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	3 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生		20 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
	4 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生		21 7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要対応を含む）	5 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	7 制御不能な二次災害を発生させない	22 7-2 有害物質の大規模拡散・流出
	6 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		23 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足		24 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		25 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	9 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		26 8-3 地盤沈下による長期にわたる浸水被害による生活不安
	10 2-6 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		27 8-4 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
3 必要不可欠な行政機能を確保する	11 3-1 市の職員及び施設等の被災による機能の大幅な低下	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	28 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	12 4-1 情報通信網の麻痺・機能停止等による被害の拡大		29 8-6 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	13 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下		30 8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
	14 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
	15 5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上）の機能停止		
	16 5-4 食料等の安定供給の停滞		
	17 5-5 異常濁水等による用水供給途絶		

図 3-4 事前に備えるべき目標・起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

(4) 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画（令和2年3月30日内閣総理大臣認定）

当該計画は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間を計画期間とし、「石巻らしさを生かし、市民の誇りと石巻に暮らすことの豊かさを醸成できるまち」を目指し、「多様な都市機能を集積し、少子高齢化社会に対応した、歩いて暮らせるコンパクトで安全・安心なまちづくり」をコンセプトに掲げ、下図のとおり、基本方針、目標指標に係る主たる事業、目標を掲げています。



図 3-5 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の概要・抜粋

(5) 石巻市総合交通戦略（平成28年3月策定）

当該計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間に、石巻市総合計画や石巻市震災復興基本計画、石巻市都市計画マスタープラン（いずれも交通戦略策定時点）との整合を図り、それら計画で定める将来都市像実現に向けた地域公共交通のマスタープランです。

【計画の基本理念と基本方針】

- 基本理念：元気な「まち」・「ひと」を支える地域公共交通
～交通の視点から復興を支援し、コンパクト+ネットワークを実現～
- 基本方針
 - 1 各地域に安心して住み続けられるために、日常生活等を支える「使える」交通手段の確保
 - 2 復興まちづくりと連動した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」形成に貢献する
 - 3 地域内外の交流・観光利用を促進し、地域と住民を元気にする
 - 4 多様な主体の連携と協働により、将来に渡り継続できる地域公共交通を構築する

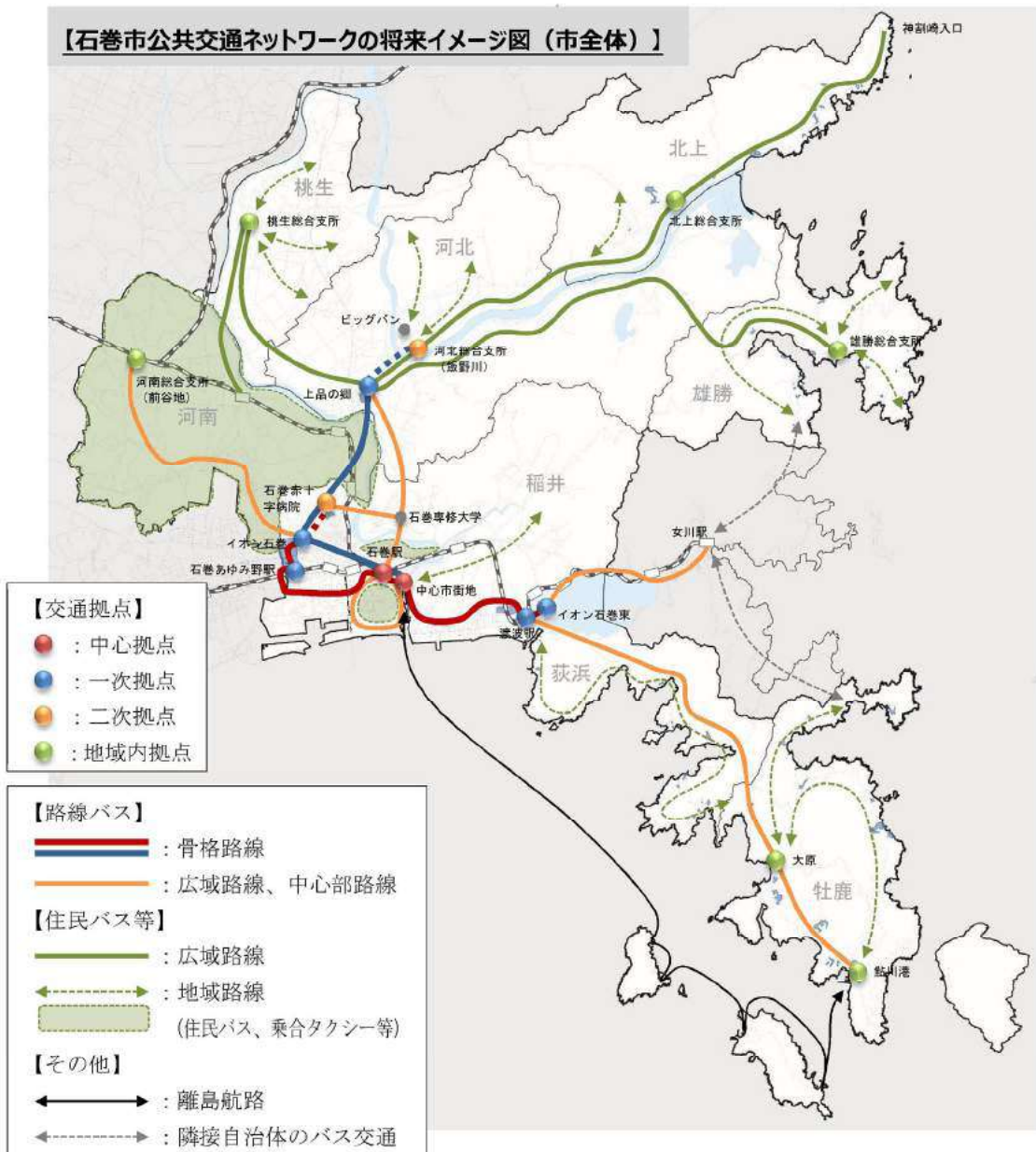


図3-6 石巻市公共交通ネットワークの将来イメージ

(6) 石巻市震災復興基本計画

平成23年12月に復興の基本的な考え方や今後の復興に関する施策の展開、地区別の整備方針など、復興に向けた道しるべとして策定しました。

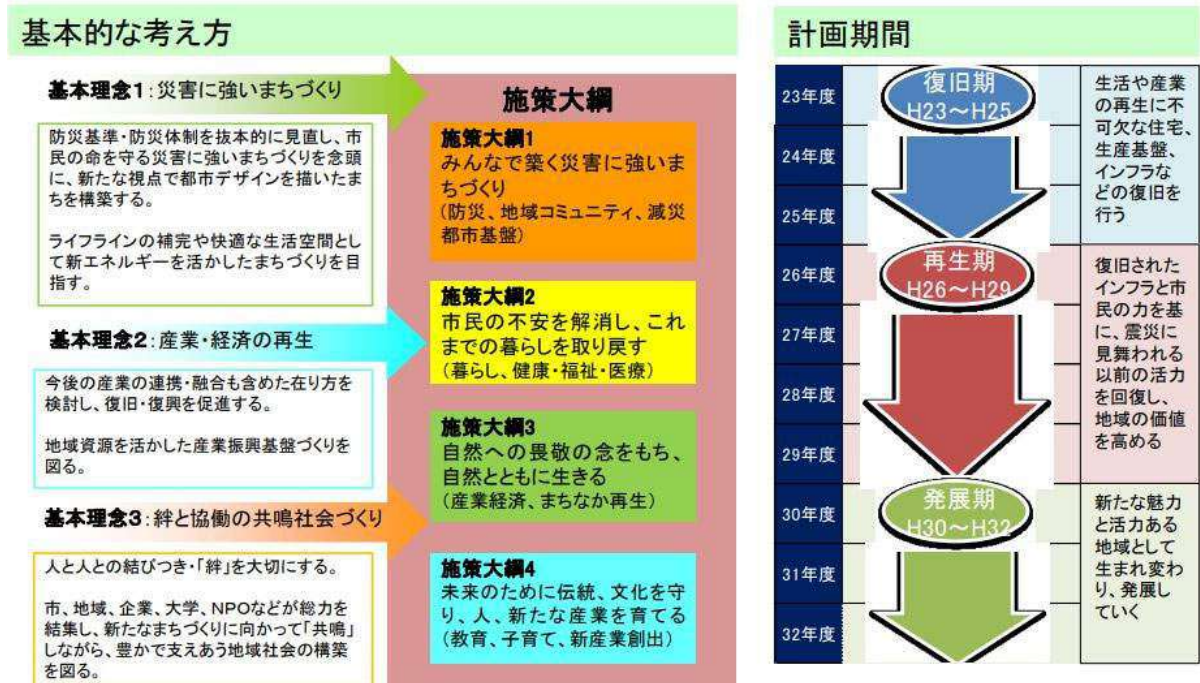


図 3-7 石巻市震災復興基本計画の体系と計画期間

2. 市民意向（アンケート調査結果）

(1) 石巻市都市計画マスタープラン改定に伴う市民アンケート調査

1) 調査概要

本計画の改定にあたり、市民の意向を把握するため、石巻市在住の18歳以上の市民3,000人を無作為に抽出し、郵送による配布・回収で、アンケート調査を実施しました。

表3-1 調査概要

項目	内容	備考
調査期間	令和2年1月17日(金)～1月31日(金)	回収数は、2月25日時点
配布数	2,995票(3,000票を抽出)	3,000票のうち、5票は調査時点で死亡又は転出を確認
回収数 (回収率)	1,222票(40.8%)	—

2) 調査結果

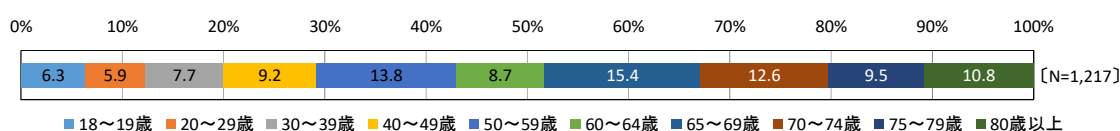
① 回答者属性

[性別（設問1）]

性別は、男性40.5%、女性59.5%で概ね、2：3の比率になります。

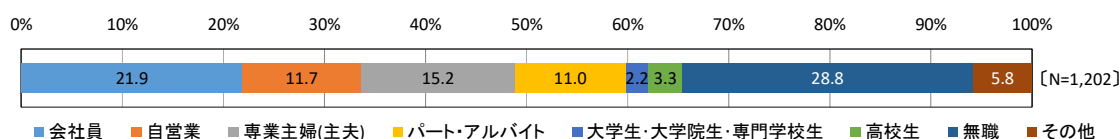
[年齢（設問2）]

年齢は、30歳未満、30歳代から50歳代までは10%前後あり、65歳以上が約50%を占めます。



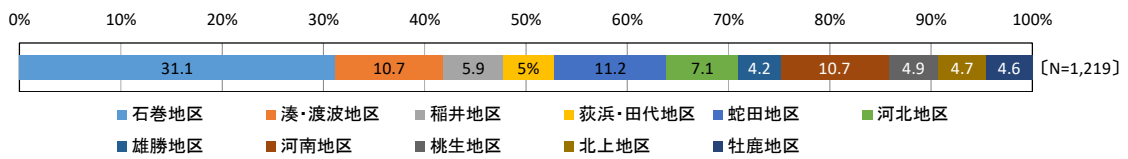
[職業（設問3）]

職業は、無職が約30%を占め最も多く、次いで多い会社員の約20%のほかは、専業主婦（主夫）、自営業、パート・アルバイトとも10～15%を占めます。高校生や大学生以上の学生は合わせて5%程度にとどまります。



〔居住地域（設問4）〕

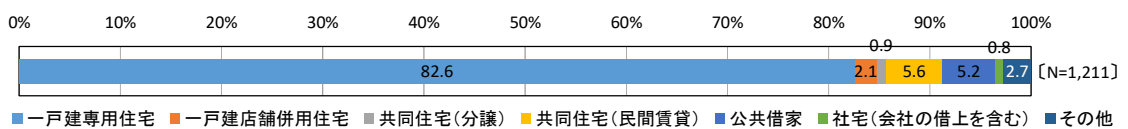
居住地域は、石巻地区が全体の約30%を占め、次いで多い、湊・渡波地区、蛇田地区が約10%であることに比べ、特に多くなっています。



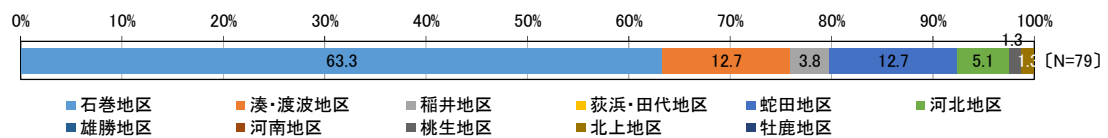
〔現住居の種類（設問5）〕

現住居の種類は、一戸建専用住宅が全体の80%以上を占めますが、共同住宅も民間賃貸、分譲を併せると全体の約7%を占めます。

なお、共同住宅（民間借家＋分譲）の60%以上は石巻地区が占め、次いで多い、湊・渡波地区（約13%）、蛇田地区（約13%）の3地区で全体の約90%を占めます。

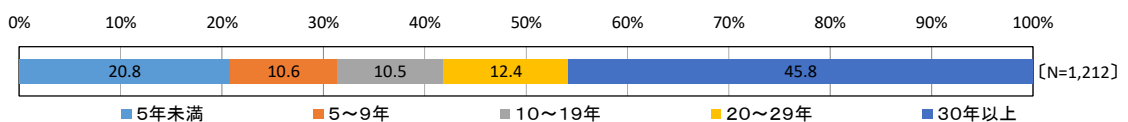


< 共同住宅（民間借家＋分譲） >



〔居住年数（設問6）〕

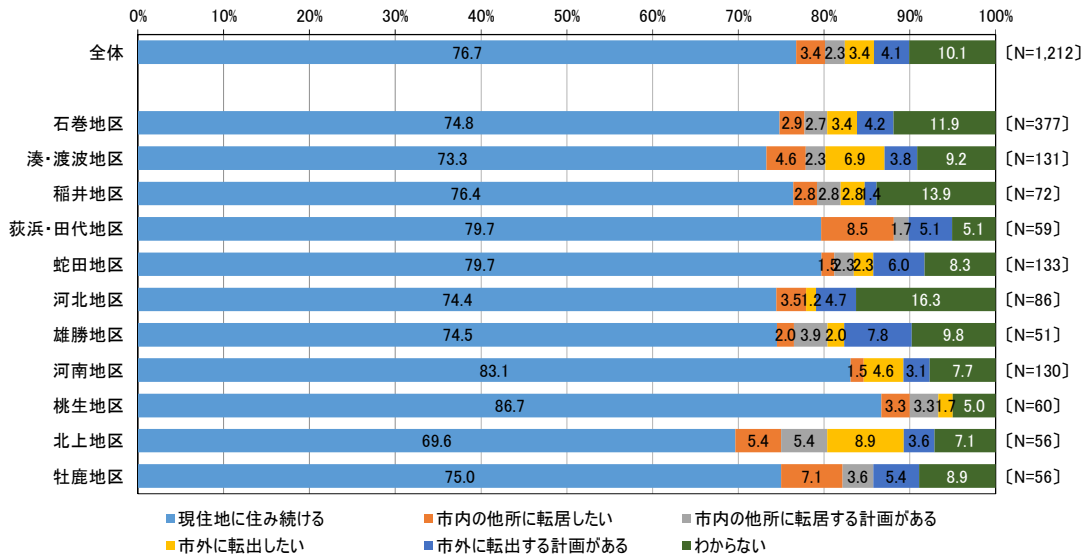
全体の約50%は30年以上の居住ですが、次いで、5年未満が約20%を占めます。



〔今後の居住意向（設問7）〕

今後の居住意向は、全体の77%は現住地に住み続けるとし、市外に転出する計画があるまたは市外に転出したいを合わせた転出意向は10%に満たない状況です。

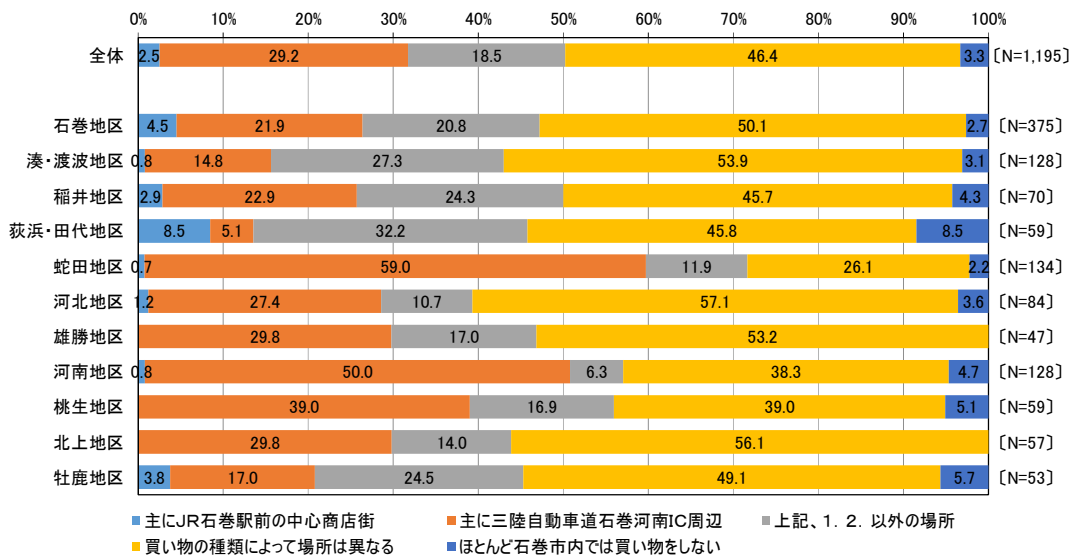
これを地区別にみると、現住地に住み続ける意向の割合は桃生地区が最も多く、最も少ない北上地区は市外への転出意向が10%を超えます。



〔主な買い物の場所（設問8）〕

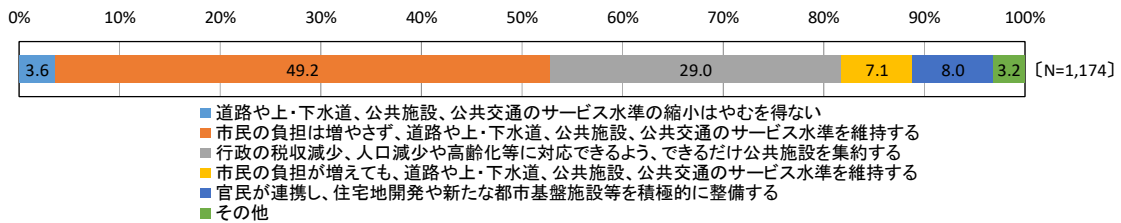
主な買い物の場所は、買い物の種類によって場所は異なるが約50%と最も多くを占めますが、次いで多い主に三陸自動車道石巻河南IC周辺が約30%を占めるのに対し、主にJR石巻駅前の中心商店街（以下、「中心商店街」）は3%にとどまります。

地区別にみても、全地区で中心商店街を利用する割合は低く、石巻河南IC近傍の利用が50%以上を占める蛇田、河南の両地区以外は、全体の傾向と同様の傾向となっています。



②まちづくりの方向性（設問9）

まちづくりの方向性は、市民の負担は増やさず、インフラ等のサービス水準を維持するが全体の約50%を占め最も多く、次いで、行政の税収減少等に対応できるよう、公共施設を集約する（約30%）が続きます。

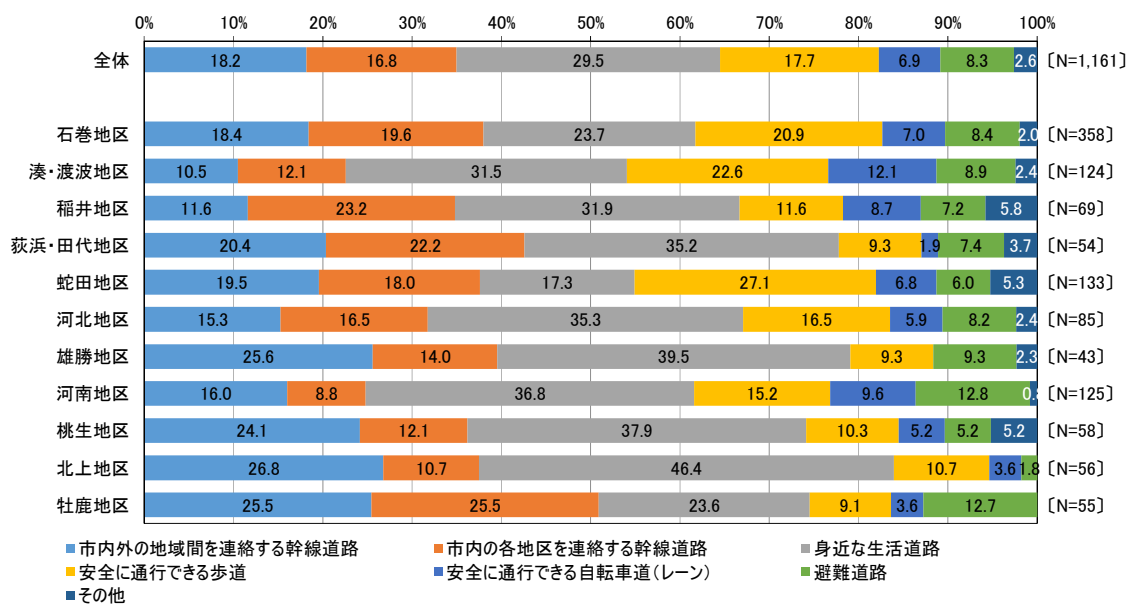


③基盤整備について

[道路整備（設問10）]

全体では身近な生活道路の整備に力を入れるべきとする割合が30%を占め最も多く、次いで、市内外の地域間を連絡する幹線道路が18.2%、安全に通行できる歩道が17.7%となっており、主に歩行者の安全に関わる道路整備に関する関心の高さがうかがわれます。

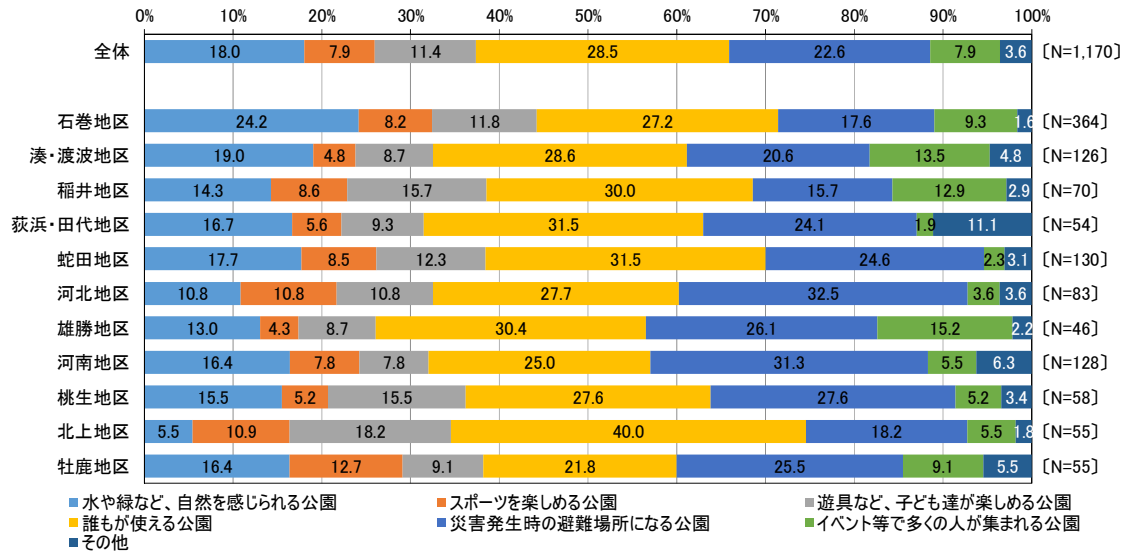
地区別では、牡鹿地区で地域間または地区間の幹線道路整備が50%を占めること、蛇田地区で安全に通行できる歩道が最多であるほかは、全体の傾向と同様の傾向がみられます。



[公園整備（設問11）]

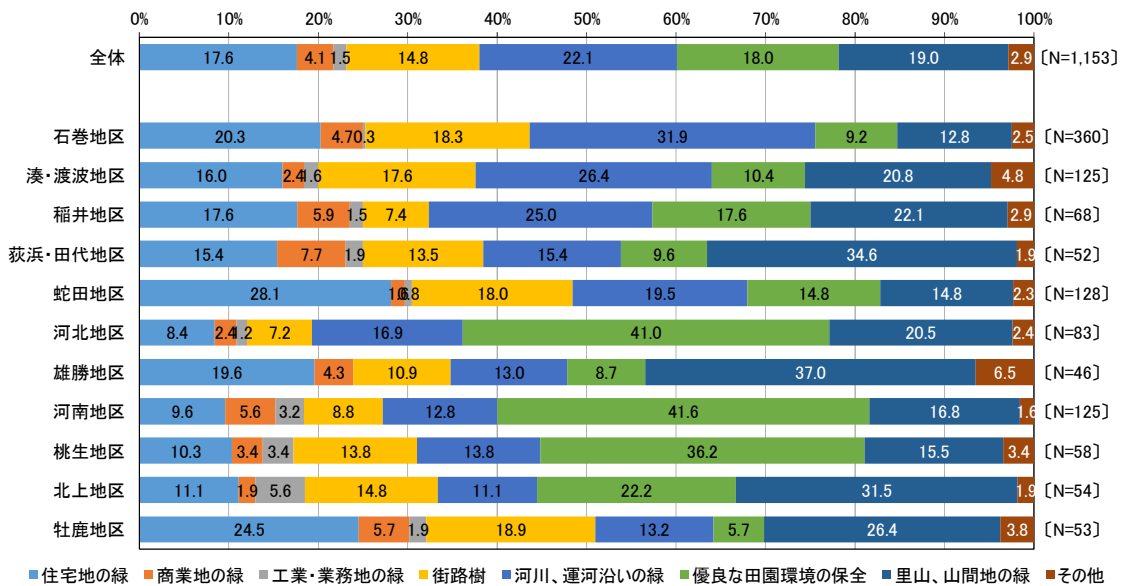
全体では、誰もが使える公園が約30%を占め最も多く、次いで多い、災害発生時の避難場所になる公園の割合を合わせると全体の約50%を占めます。

地区別にみると、石巻地区で誰もが使える公園に次いで多い、水や緑など、自然を感じられる公園の割合が僅差で続く以外は、他の全地区で誰もが使えるまたは災害時の避難場所のいずれかが最多と次いで多い項目となっています。



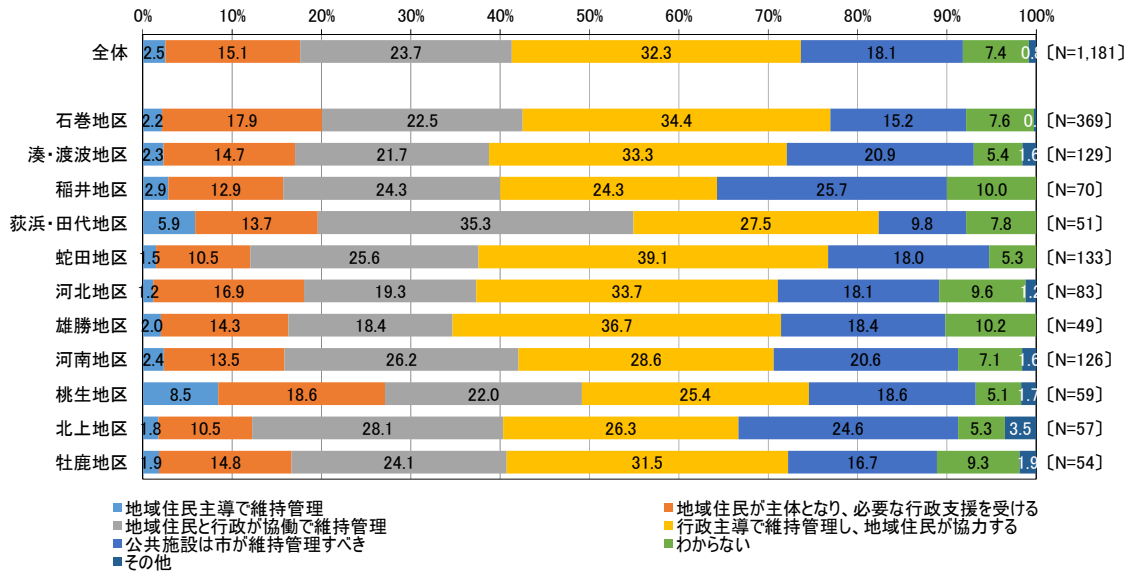
[緑のあり方（設問12）]

どのような緑を残し、増やすかについて、全体で特化した項目はみられず、地区別にも、各地区の特性を反映した項目が最多分布帯にあることがうかがわれます。



〔身近な公園の維持管理（設問13）〕

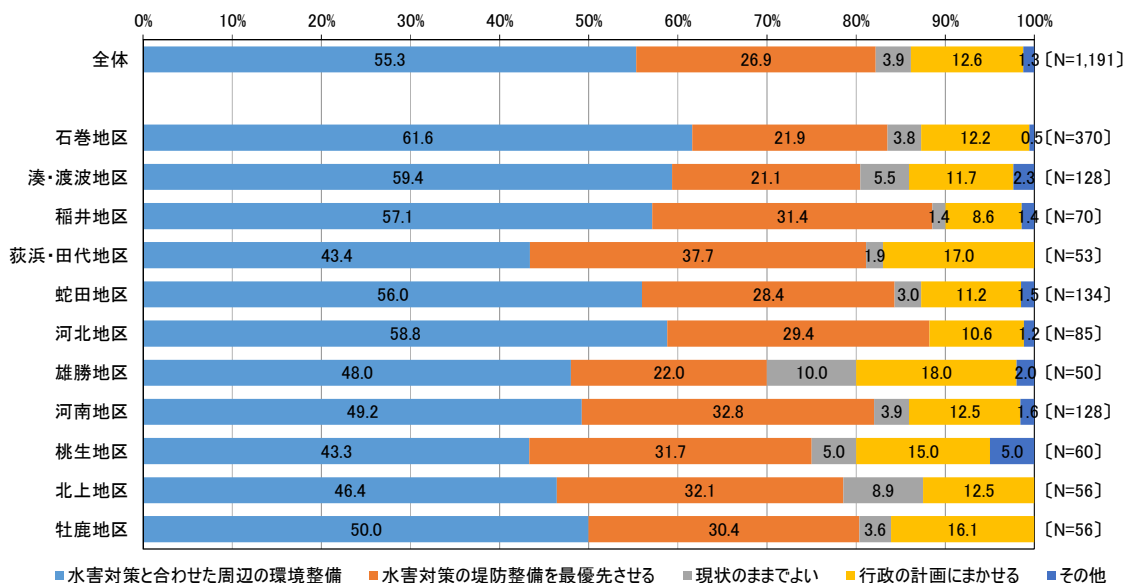
全体では最も多い、行政主導で地域住民が協力と、市が維持管理すべきを合わせた行政中心の維持管理が望ましいとする意見が50%を占めますが、地域住民と行政との協働も約25%を占めています。



〔北上川や旧北上川の河川整備（設問14）〕

全体では、水害対策と合わせた周辺環境整備が最も多く、堤防整備を最優先させるの約2倍を占めます。

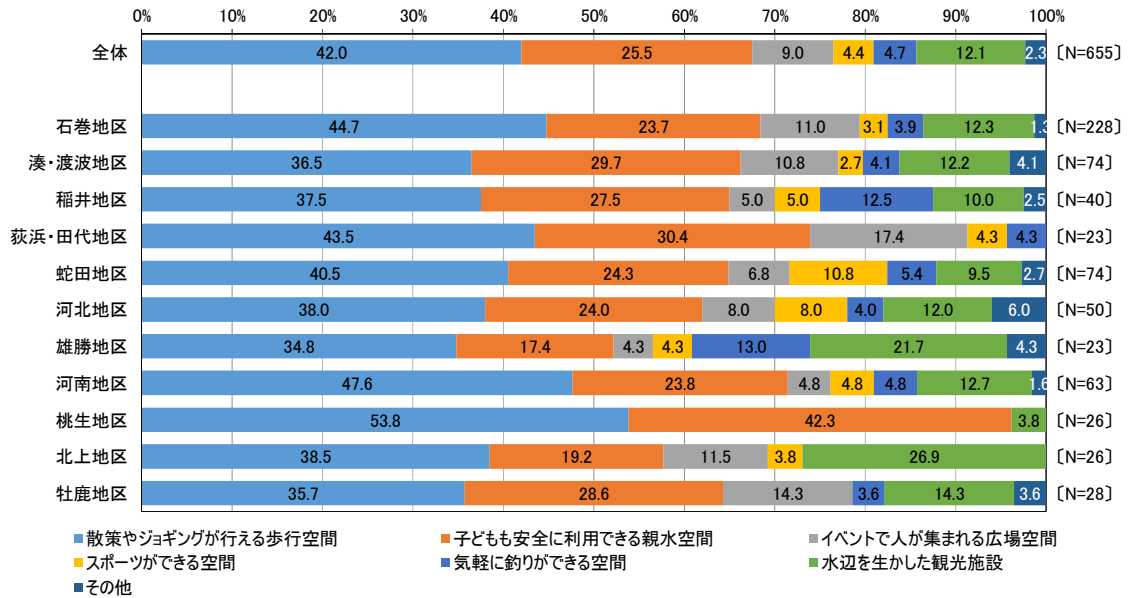
地区別にみても、水害対策と合わせた周辺環境整備が最も多く、各地区とも40～60%を占め、次いで堤防整備を最優先とする割合が高くなっています。



〔河川の周辺環境の整備のあり方について（設問15）〕

全体では、散策やジョギングが行える歩行空間が最も多く、次いで、子どもも安全に利用できる親水空間、水辺を活かした観光施設と続きます。

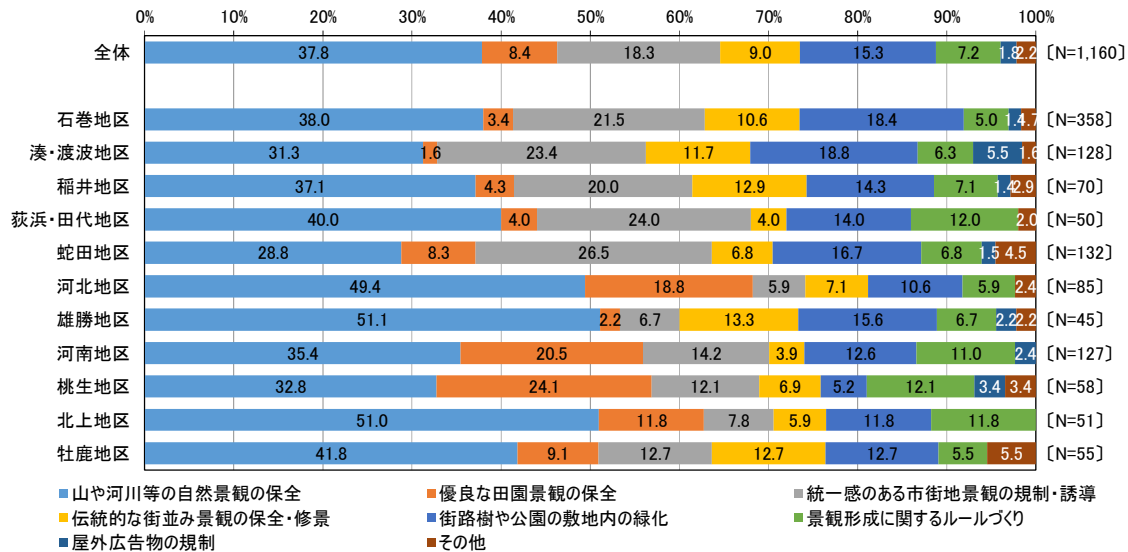
地区別にみると、全地区で散策やジョギングが行える歩行空間が最も多く、次いで子どもも安全に利用できる空間と続きますが、雄勝と北上の両地区では、水辺を生かした観光施設の割合が高くなっています。



④ 良好な景観の保全・修景・創出に必要な取り組み（設問16）

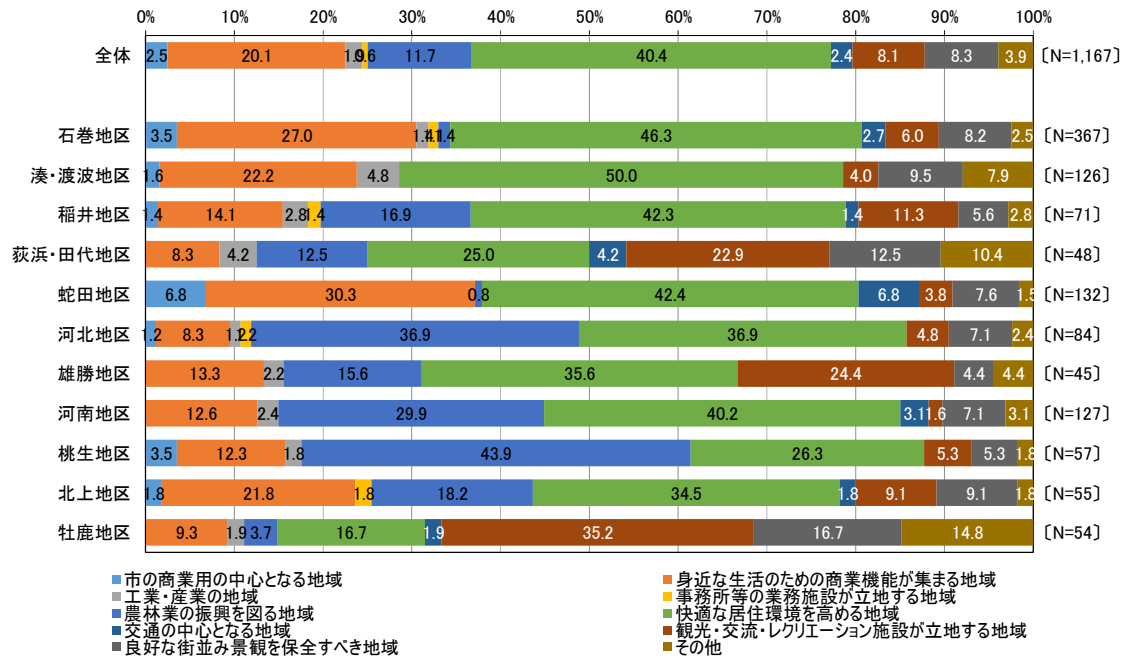
全体では、山や河川等の自然景観の保全が最も多く、次いで、統一感のある市街地景観の規制・誘導、街路樹や公園の敷地内の緑化と続きます。

地区別にみると、河北、河南、桃生、北上の4地区では、山や河川等の自然環境の保全に次いで、優良な田園景観の保全、雄勝や牡鹿では伝統的な街並み景観の保全・修景がそれぞれ挙げられるなど、地区特性の反映がうかがわれます。



⑤回答者の居住地域が市全体で担うべき役割（設問 17）

各地区とも快適な居住環境を高めるの割合が高い中、桃生地区は農林業の振興、雄勝地区、牡鹿地区や荻浜・田代地区は観光・交流・レクリエーション施設の立地が最多または最多に近似、既存の商業集積がみられる石巻地区や蛇田地区は、身近な生活のための商業機能集積の割合が高くなっています。



⑥安全・安心に暮らすための街づくりの取り組み（設問 18）

全体で、不満とやや不満を合わせた不満度が高い項目は、内水排水施設の整備が最も高く、次いで、避難場所の機能強化、避難場所の整備、災害情報伝達手段の整備、安全・安心に暮らせる住環境の整備と続きます。

地区別に不満度の高い上位5項目に挙げられた項目をみると、内水排水施設の整備は、全地区で挙げられ、次いで、避難場所の機能強化が雄勝地区を除き全地区で挙げられています。

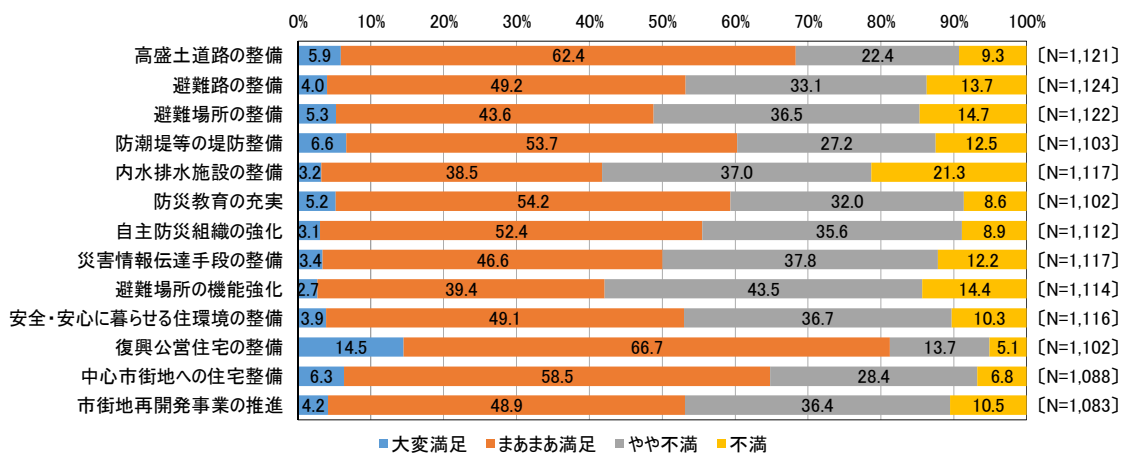


表3-2 地区別項目別不満度・上位5項目

	不満度1位	不満度2位	不満度3位	不満度4位	不満度5位	
石巻地区	内水排水施設の整備	避難場所の機能強化	災害情報伝達手段の整備	避難場所の整備	避難路の整備	—
	56.9	55.4	51.7	49.4	45.6	—
湊・渡波地区	内水排水施設の整備	避難場所の機能強化	災害情報伝達手段の整備	避難場所の整備	安全・安心な住環境整備	—
	66.1	63.4	57.5	56.9	51.2	—
稲井地区	避難場所の機能強化	内水排水施設の整備	避難場所の整備	災害情報伝達手段の整備	市街地再開発事業の推進	—
	66.7	60.9	59.7	50.0	49.2	—
荻浜・田代地区	内水排水施設の整備	避難場所の機能強化	避難路の整備	防潮堤等の堤防整備	安全・安心な住環境整備	—
	67.3	55.3	52.1		51.0	—
蛇田地区	内水排水施設の整備	避難場所の機能強化	安全・安心な住環境整備	避難場所の整備	災害情報伝達手段の整備	—
	57.5	52.8	51.2	49.6		—
河北地区	避難場所の機能強化	避難場所の整備	安全・安心な住環境整備	避難路の整備	内水排水施設の整備	—
	65.8	60.8	57	55.7	55.0	—
雄勝地区	高盛土道路の整備	防潮堤等の堤防整備	内水排水施設の整備	市街地再開発事業の推進	避難路の整備	—
	73.3	72.3	64.3	63.9	54.3	—
河南地区	避難場所の機能強化	避難場所の整備	災害情報伝達手段の整備	内水排水施設の整備	避難路の整備	—
	62.6	54.5	54.0	52.5	46.3	—
桃生地区	避難場所の機能強化	内水排水施設の整備	避難場所の整備	災害情報伝達手段の整備	安全・安心な住環境整備	—
	68.5	57.7	51.9	50.9	48.1	—
北上地区	内水排水施設の整備	自主防災組織の強化	避難場所の機能強化	市街地再開発事業の推進	避難路の整備	—
	57.7	48.1	47.2	46.9	46.3	—
牡鹿地区	市街地再開発事業の推進	内水排水施設の整備	防潮堤等の堤防整備	避難路の整備	災害情報伝達手段の整備	避難場所の機能強化
	55.1	54.9	51.9	49.1	46.2	

注) 項目の下段の数値：不満とやや不満の割合 (単位：%)

⑦石巻市のまちづくり（都市計画）について（設問19）

自由意見の記述内容を分野別に分類すると、回答者全体では、最も関心が高い分野が道路、次いでまちづくりの方向性、防災となっています。

年齢別に見ると、商業施設への関心は10歳代及び20歳代並びに70歳以上が他の世代に比べて高く、公共交通への関心は10歳代及び65歳以上が他の世代に比べ高くなっています。

地区別に見ると、公園・緑・河川管理への関心は荻浜・田代地区、商業施設への関心は河北地区が最も高く、そのほか公共交通は雄勝地区・桃生地区が、地域間格差の是正については河南地区・桃生地区が、高齢福祉は桃生地区が、防災は蛇田地区・河北地区・桃生地区が高くなっています。

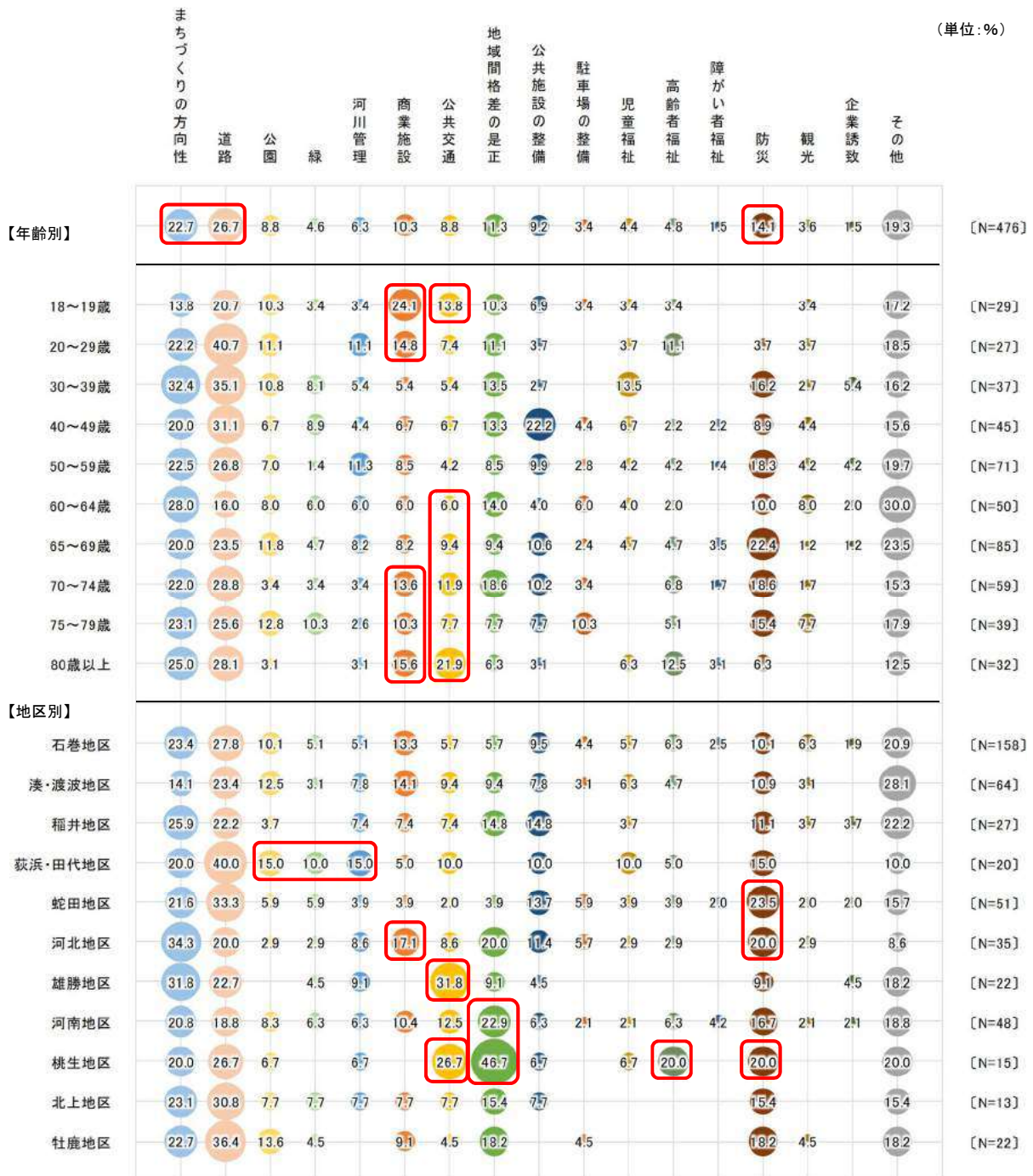


表3-3 代表的な意見・要旨

分野	主な意見
まちづくりの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に人口減少と高齢者増の時期に、あえて郊外に住宅は増やさず、コンパクトシティを目指す計画とするのが良いかと思う。 空洞化が進み新陳代謝が低下している市街地は、多様な年齢層が居住できるエリアになるよう、早期に土地を分合するなど新しい住戸形式の提案が必要。 公民連携を後押しする体制づくりや、公園等の整備計画にとどまらず、地域特性を踏まえたランドデザインを描くことが必要である。
地域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> 旧石巻市の環境整備は進んでいるが、郡部の方は不便である。交通や商業施設等が遠すぎ、高齢化世代には暮らしにくい。 買い物する場所、公共施設など、蛇田地区に偏り過ぎの感じがあり、内海橋を渡り、湊渡波地区過疎化が進むような気がする。地区バランスの考慮が必要。
河川	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨時の住宅地の冠水被害が心配。安心して暮らせる地域づくり(災害から守れる)を優先してほしい。危険な場所から人はいなくなる。 堤防工事を第一優先すべき。水害被害額に比べ予防費用は少なく済む。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や身障者が安全に通行できる道路整備が必要(段差の少ない道路等)。 中心市街地への道路整備を強化してほしい。夕方、朝等の道路の混雑で病院へ行く時間がかかる。
公園	<ul style="list-style-type: none"> 新設だけでなく、老朽化した公園整備も行ってほしい。 子どもから大人まで、外で遊べる環境が身近に少ない。公園に車に乗って行くしかない。復興住宅近くは公園があるが、石巻の外れには何もない。
緑	<ul style="list-style-type: none"> 石巻市は海、河、田園、里山の全てが揃う素晴らしい所だと思う。台風等の自然災害を防ぐにも里山をこれ以上崩し荒れさせないことを望む。 高台整備等で多くの緑が失われ、海に流れ込む栄養の減少が心配。 公園の植樹、街路樹の整備など、緑が豊かな街になってほしい。
公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> デザイン性の高い建築、ストリートファニチャーや文化・芸術施設の充実が住み続けたい街につながるのではないかと。 体育館や外で安全にスポーツできる場所がもっと欲しい。
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> 高齢なので商店のないのが不便である。 中心市街地で昔のようにウインドウショッピングが楽しめる、身近な品物が並んでおり、入って見たくなる店があれば中心商店街がにぎやかになると思う。
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> 石巻市全体で交通機関がものすごく不便。車がないと移動が大変である。 集落部等は高齢者が多い割に交通手段が少ない。いざという時の対応が不安。
駐車場整備	<ul style="list-style-type: none"> 旧市街地に活気を戻すために駐車場の整備を考えてほしい。 中心市街地は駐車場も無くて不便である。商業施設の方々はどう思っているのか。今は皆、蛇田方面に買物に行くことが多くなっている。
防災	<ul style="list-style-type: none"> 河川堤防整備と避難場所の整備を強く望む。各地区で歩いて避難できる場所、施設が必要。
観光	<ul style="list-style-type: none"> 渡波にはカキ養殖、サンファンがあるように本市の観光資源を回遊でき、誘客を促すことが重要。
企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> 特に若年者に人気のある職業の企業を誘致し、多くの市民が末永く安心して働くことができるよう対策を考えてほしい。 有効に使える施設や空地を利用してイベントや企業を誘致し、若い人達が集まるようにしたい。

(2)石巻市総合計画に係る市民アンケート・ワークショップ

1) 市民アンケートの概要

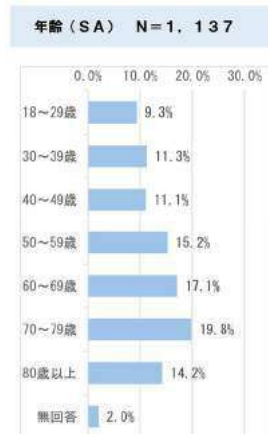
令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの指針となる新総合計画策定にあたり、石巻市での暮らしやニーズの傾向を把握し、まちづくりに対する課題を抽出・分析することを目的に、石巻市に居住する18歳以上の市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

表3-4 市民アンケートの概要

項目	内容
対象	石巻市に居住する18歳以上の市民(無作為抽出)
配布数/ 回収結果	配布:3,000人 回収:1,137人(回収率:37.9%)
調査期間	令和元年11月18日(月)~12月6日(金)
調査方法	郵送による配布・回収

【回答者属性】

- ・70~79歳代の回答者が最も多く、19.8%を占めます。
- ・年齢が高いほど、多くの回答者が占めます。
- ・18~29歳を除き、他の年代は10%以上の割合を占めます。



【住みやすさ・居住継続意向】

- ・「とても住みやすい」、「どちらかというに住みやすい」とする割合が全体の60%を占めます。
- ・居住継続意向は、全体の約80%を占めます。
- ・住み続けたい理由は、石巻市への愛着や地元であること、次いで、人とのつながりや居住環境(買い物や遊びの便)などが重要な要素となっています。



住み続けたい理由 (MA) N=942

※回答の1割以上を占める項目を掲載。

理由	人数	割合
住み慣れていて愛着があるから	584	62.0%
地元だから	534	56.7%
地域の人たちとのつながりがあるから	265	28.1%
居住環境(買い物や遊びの便)がよいから	144	15.3%
自然環境が豊かだから	141	15.0%
食べ物がおいしいから	137	14.5%
災害が少ない、または災害に強いから	130	13.8%
交通の便が良いから	108	11.3%

【10年後の石巻市】

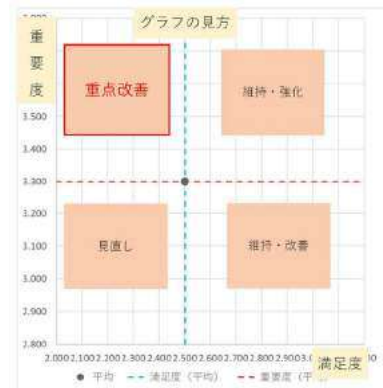
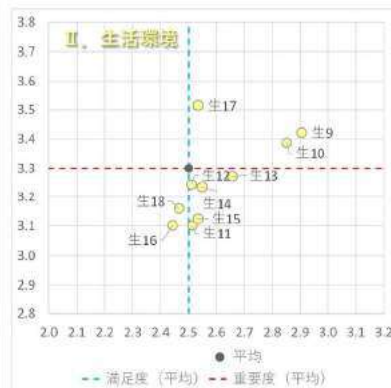
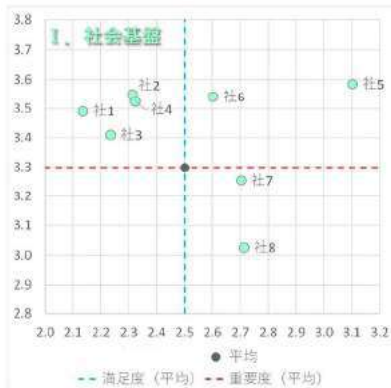
- ・10年後の石巻市について、「医療・福祉サービスの充実」や「交通・買い物などの生活環境の快適さ」が求められています。
- ・将来像へのキーワードとしては、「安心」が最も回答割合が高くなっている。次いで、「安全」、「経済的な豊かさ」、「活気」、「心の豊かさ」などが挙がっています。



【市の取り組みに対する満足度・重要度：重点改善項目】

- ・社会基盤では、公共交通ネットワーク、幹線道路・生活道路などの整備、歩道の整備、河川・水路の整備が挙げられます。
- ・生活環境では、重点改善項目に該当する項目はありません。

分野	項目	満足度	重要度	分類	ラベル
I. 社会基盤	1 公共交通ネットワークの整備	2,137	3,491	重点改善	社1
	2 幹線道路・生活道路など道路の整備	2,313	3,548	重点改善	社2
	3 歩道の整備	2,235	3,410	重点改善	社3
	4 河川・水路の整備	2,324	3,525	重点改善	社4
	5 安心して飲める上水道の整備	3,103	3,585	維持・強化	社5
	6 排水処理などの下水道の整備	2,602	3,541	維持・強化	社6
	7 住まいの再建・整備	2,704	3,255	維持・改善	社7
	8 建て替えや新設など公営住宅の整備	2,714	3,026	維持・改善	社8
II. 生活環境	9 ごみ収集や処理、減量化などのごみ対策	2,905	3,422	維持・強化	生9
	10 東日本大震災時の災害廃棄物の処理	2,852	3,387	維持・強化	生10
	11 公園や広場の整備	2,515	3,101	維持・改善	生11
	12 森林や河川、海などの自然環境の保全・活用	2,511	3,243	維持・改善	生12
	13 騒音や振動、悪臭などの公害対策	2,657	3,273	維持・改善	生13
	14 地球環境に配慮した省エネ対策	2,549	3,236	維持・改善	生14
	15 太陽光やバイオマスなどの再生エネルギーの活用	2,534	3,124	維持・改善	生15
	16 街並みや景観の整備	2,443	3,102	見直し	生16
	17 交通安全や防犯などの安全対策	2,534	3,514	維持・強化	生17
	18 インターネットやWiFiなどの情報通信基盤の整備	2,466	3,160	見直し	生18



2) 転入者アンケート

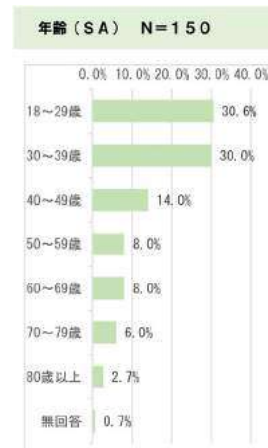
令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの指針となる新総合計画の策定にあたり、石巻市への転入のきっかけや石巻の魅力などを把握し、移住定住の促進や関係人口拡大に向けた課題を抽出・分析することを目的とし、過去3年間で石巻市に転入した18歳以上の市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

表3-5 市民アンケート調査結果の概要

項目	内容
対象	過去3年間で石巻市に転入した18歳以上の市民(無作為抽出)
配布数/ 回収結果	配布:500人 回収:150人(回収率:30.0%)
調査期間	令和元年11月18日(月)～12月6日(金)
調査方法	郵送による配布・回収

【回答者属性】

- ・20、30歳代の回答が多く、いずれも30%以上であり、合わせて約60%を占めます。
- ・年齢が高いほど回答者の割合が少ない結果となりました。



【住みやすさ・居住継続意向】

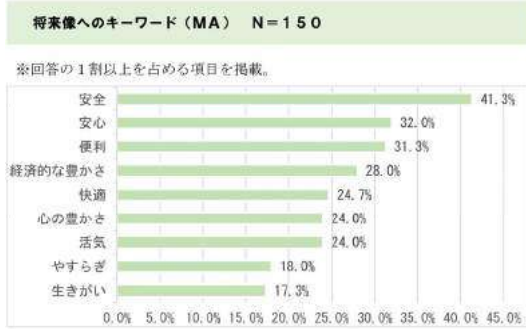
- ・住みやすさについては、市民アンケートと各項目の割合が類似しており、「とても住みやすい」、「どちらかという住みやすい」の割合が全体の約60%を占めます。
- ・居住継続意向は、市民アンケートと比較すると、「できれば市外に移り住みたい」の割合が約3倍となっています。
- ・移り住みたい理由としては、「交通の便」や「地元ではないこと」、「居住環境が悪いこと」が主な理由として挙げられています。



	人数	割合
交通の便が悪いから	21	50.0%
地元ではないから	20	47.6%
居住環境(買物や遊びの便)が悪いから	17	40.5%
災害が多い、または災害に弱いから	8	19.0%
やりたい仕事がないから	8	19.0%
道路環境の整備が不十分だから	7	16.7%
住み慣れておらず愛着がないから	6	14.3%
その他	9	21.4%

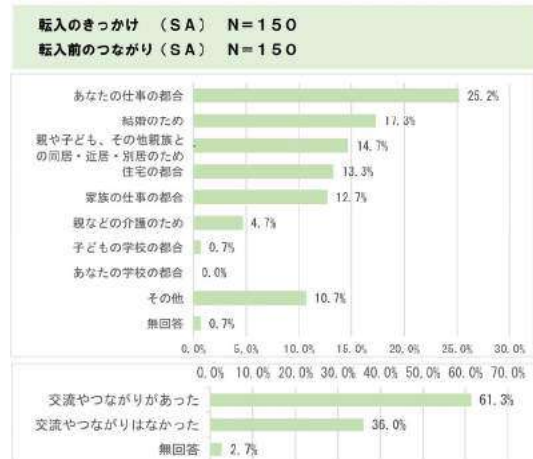
【10年後の石巻市】

- ・10年後の石巻市について、「交通・買い物などの生活環境の快適さ」や「子育て環境の充実」が求められています。
- ・将来像へのキーワードは、「安全」が最も回答割合が高く、次いで、「安心」、「便利」、「経済的な豊かさ」、「快適」などが挙がっています。



【転入のきっかけ】

- ・転入のきっかけは「仕事」や「結婚」、「親や子ども、親族との同居・近居・別居」が主な理由として挙がっています。
- ・転入者の60%が、「石巻市に家族や親せきがいる」こと、10%程度が「知人や友人が住んでいる」ことが明らかです。知り合いがいることが転入の際には、情報収集や転入してからの生活への安心感が得られることなどが理由として考えられます。



石巻市とのつながり (SA) N=92

つながり	人数	割合
石巻市に家族や親せきが住んでいた	58	63.1%
石巻市に知人・友人が住んでいた	11	12.0%
知人や友人等に紹介され、石巻市を訪れた	2	2.2%
地域活動やボランティア等をきっかけに地域と交流するようになった	2	2.2%
その他	16	17.3%
無回答	3	3.2%
総数	92	100.0%

【市民・転入者アンケート調査結果のまとめ】

- ・今後、より一層市民が「住みやすい」と感じられるまちづくりのためには、「医療・福祉・子育て環境の充実」とともに、「交通や買い物など、生活環境の快適性」や「災害に強いまちづくり」が求められます。
- ・居住継続意向について、市民・転入者アンケートともに、若い層ほど住み続けたいと考える方の割合が低く、若い層が住み続けたいと考える取り組みが求められます。
- ・将来像を考える上で「安全」や「安心」が最も重要視されるキーワードであり、さらに、石巻市に住み続けている市民には「活気」や「心の豊かさ」「やすらぎ」、一方で転入者には「便利」や「快適」というキーワードがポイントとなっています。

